

(案)

四万十市過疎地域持続的発展計画書

令和8年度～令和12年度



目 次

1 基本的な事項

(1) 概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
① 自然的条件	1
② 歴史的条件	1
③ 社会的条件	3
④ 経済的条件	3
イ 過疎の状況	3
① 人口等の動向	6
② 人口の見通し	6
③ これまでの対策	8
④ 現在の課題	9
ウ 産業構造の変化、経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要	10
① 産業構造の変化	10
② 経済的な立地特性	10
③ 社会経済的発展の方向	11
(2) 行財政の状況	
① 行政の状況	12
② 財政の状況	12
③ 主要公共施設の整備状況	13
(3) 地域の持続的発展の基本方針	14
(4) 地域の持続的発展のための基本目標	15
(5) 計画の達成状況の評価に関する事項	16
(7) 計画期間	16
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	16

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

方針	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	18
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）	19
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	19

3 産業の振興

方針	20
① 農林水産業の振興	20
② 畜産業の振興	20
③ 地場産業の振興	20
④ 企業誘致対策	20
⑤ 起業の促進	20
⑥ 商業の振興	20
⑦ 観光業の振興	20

(1) 現況と問題点

① 農 業	2 0
② 林 業	2 1
③ 畜産業	2 1
④ 企業誘致	2 1
⑤ 商 業	2 1
⑥ 工 業	2 2
⑦ 観 光	2 2
⑧ 水 産	2 2
⑨ 特産品開発と地産外商	2 2
(2) その対策		
① 農 業	2 2
② 林 業	2 4
③ 畜産業	2 4
④ 企業誘致	2 4
⑤ 商 業	2 4
⑥ 工 業	2 5
⑦ 観 光	2 5
⑧ 水 産	2 6
⑨ 特産品開発と地産外商	2 6
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）	2 6
(4) 産業振興促進事項	2 8
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	2 8

4 地域における情報化

方 鈎	2 9
(1) 現況と問題点		
① 情報化	2 9
(2) その対策		
① 情報化	2 9
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）	2 9
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	2 9

5 交通施設の整備、交通手段の確保

方 鈎	3 0
(1) 現況と問題点		
① 道 路	3 0
② 交通手段の確保	3 0
(2) その対策		
① 道 路	3 1
② 交通手段の確保	3 1
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）	3 1
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 3

6 生活環境の整備

方 鈎	3 4
-----	-------	-----

(1) 現況と問題点		
① 水道施設	3 4
② 廃棄物処理施設	3 4
③ 消防施設等	3 5
④ 防災対策	3 5
⑤ 公営住宅	3 5
(2) その対策		
① 水道施設	3 5
② 廃棄物処理施設	3 5
③ 消防施設等	3 6
④ 防災対策	3 6
⑤ 公営住宅	3 6
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）	3 7
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 8

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		
方針	3 9
(1) 現況と問題点		
① 児童福祉	3 9
② 保健活動	3 9
③ 介護保険	3 9
④ 高齢者福祉施設	4 0
⑤ 障害児者福祉	4 0
⑥ 高齢者福祉	4 0
(2) その対策		
① 児童福祉	4 0
② 保健活動	4 1
③ 介護保険	4 1
④ 高齢者福祉施設	4 1
⑤ 障害児者福祉	4 1
⑥ 高齢者福祉	4 2
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）	4 2
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 3

8 医療の確保		
方針	4 4
(1) 現況と問題点	4 4
(2) その対策		
① 診療所運営	4 4
② 医療体制の整備	4 4
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）	4 5
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 5

9 教育の振興		
方針	4 6

(1) 現況と問題点	
① 学校教育関連	4 6
② 公民館活動と生涯学習の推進	4 6
③ 青少年健全育成	4 7
④ 男女共同参画の促進	4 7
⑤ 人権教育の推進	4 7
⑥ 生涯スポーツの振興	4 7
⑦ 校舎の維持と長寿命化	4 7
(2) その対策	
① 学校教育関連	4 7
② 公民館活動と生涯学習の推進	4 8
③ 青少年健全育成	4 8
④ 男女共同参画の促進	4 9
⑤ 人権教育の推進	4 9
⑥ 生涯スポーツの振興	4 9
⑦ 校舎の維持と長寿命化	4 9
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）	4 9
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 0

1 0 集落の整備

方針	5 1
(1) 現況と問題点	5 1
(2) その対策	
① 集落活動センターの支援	5 1
② ソフト事業の活用	5 1
③ 外部人材の活用	5 1
④ 集落支援員の活用	5 2
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）	5 2
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 2

1 1 地域文化の振興等

方針	5 3
(1) 現況と問題点	
① 芸術文化の振興	5 3
② 文化財（埋葬文化財含む）の保護	5 3
③ 地域の歴史や文化の継承	5 3
(2) その対策	
① 芸術文化の振興	5 3
② 文化財（埋葬文化財含む）の保護	5 4
③ 地域の歴史や文化の継承	5 4
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）	5 4
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 4

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

方針	5 5
----	-----

(1)	現況と問題点	5 5
(2)	その対策	5 5
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	5 5
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	5 5
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分		5 6

1 基本的な事項

(1) 四十万市西土佐地域の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

四万十市の旧西土佐村区域（以下「本区域」という）は高知県西部の四万十川中流域にあって、本流へ放射状に注ぐ支流沿いに集落が散在している。総面積は248 km²で、そのうちの91%を林野が占める豊かな自然に囲まれた地域である。

耕地は少なく急傾斜地が多い。夏季の台風、集中豪雨等による土砂災害が多く、低地帯での家屋浸水も数年おきにみられる。北西部が愛媛県、東は四万十町、南西は宿毛市、南は旧中村市に接して、南側に標高1,100mクラスの比較的高い黒尊山系が連なっている。年平均気温は16.5℃、年総降雨量が2,215mm、標高48.9m(総合支所)で、農林業生産環境に比較的適した気候条件である。

表—a 气象 (气象序)

平均气温 (令和2年～令和6年平均)

单位：℃												
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
5.6	6.9	11.2	15.0	18.8	22.7	26.5	27.6	24.8	18.3	13.3	7.6	16.5

雨量(令和2年～令和6年平均)

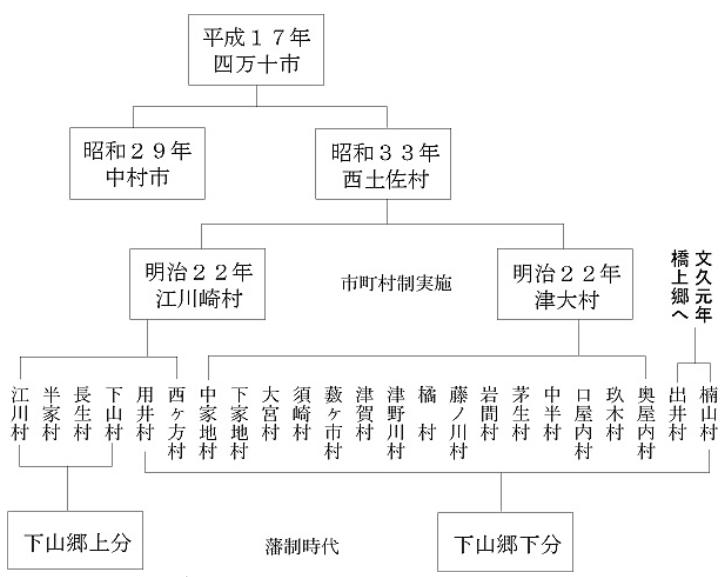
单位：mm												
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年總計
78	93	145	171	251	256	378	318	296	78	104	47	2,215

② 歷史的条件

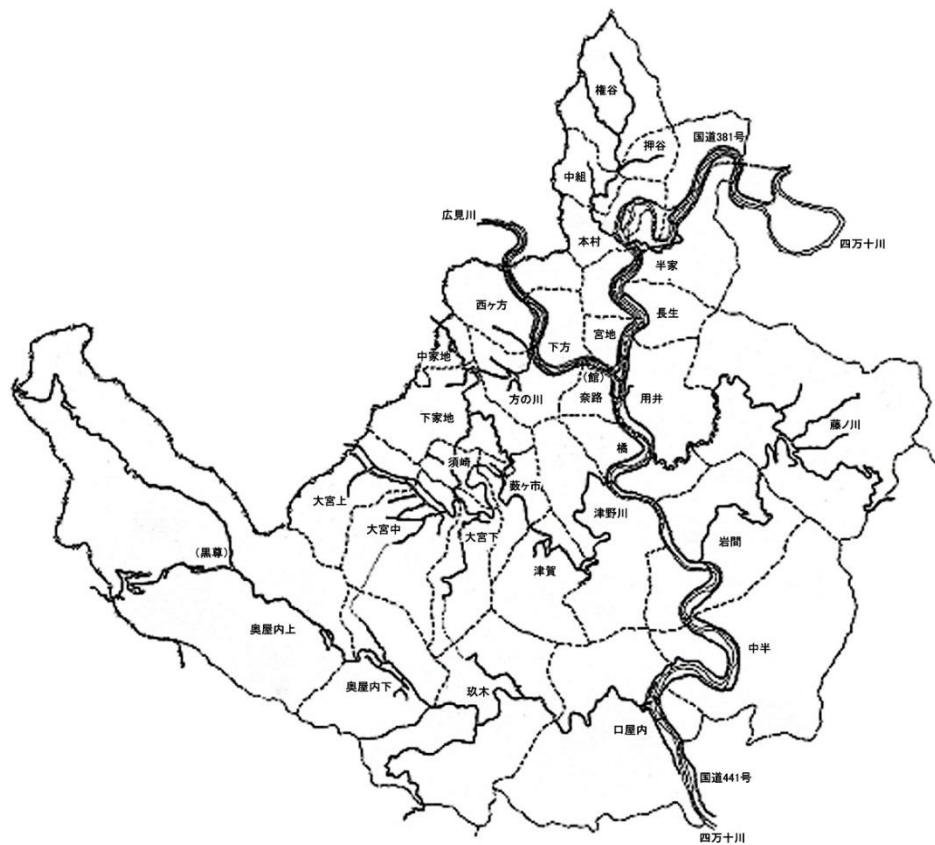
大宮・宮崎遺跡をはじめとする出土品から、縄文時代から生活の営みがあったことが分かっている。

古記には「下山郷 23 箇村」とあるが、出井、楠山は文久元年に橋上郷(現在の宿毛市)に編入され、21 箇村となった。文政年間の『土佐州郡誌』には、「下山郷戸数 843」(出井、楠山を含む)との記録がある。明治時代に入ると 21 箇村に戸長が置かれたが、明治 22 年の市町村制発布により、下山郷上分が江川崎村となり、下山郷下分が津大村となった。昭和 33 年に両村が合併し、西土佐村となった。平成 17 年 4 月

図—a 沿革・変遷



図一b 集落区分概要図及び交通網



図一c 高知県西部における位置及び近隣都市配置



③ 社会的条件

本区域の中心部にあたる江川崎を接合点として国道 381 号が東西に、国道 441 号が四万十川に沿って南方へ走っている。本区域との周辺地域とのつながりでは、買い物、通院、通学等の生活圏としては愛媛県側との往来が多い。本区域の中央を流れる四万十川に注ぐ支流域に集落が点在し、集落規模も 100 人に満たない集落が多い。集落間を環状的に結ぶ道路は少なく、公共施設などの効率的な利用を考えると、道路網の整備が急がれる。鉄道は、JR 予土線が国道 381 号と並行して走っており、本区域内に 3箇所の駅がある。

④ 経済的条件

本区域の中心部である江川崎周辺には合併後も西土佐村役場は西土佐総合支所として残り、市関連施設・団体事務所・商店などが集まっており、人口密度も比較的高く、経済活動が維持されている。遠隔集落は僻地性が強く、生活基盤の整備が遅れており、産業は農林業と建設業が中心で、相対的に低所得を余儀なくされている。

基幹産業である農業については、農産物の価格の低迷があるものの、園芸作物の価格補償制度を取り入れることによって生産が定着し、農業協同組合を通じた系統販売体制が農家の所得向上につながっている。しかし、就労者の高齢化が進み、後継者確保が主要課題になっている。

林業については、昭和 30 年代頃から薪炭の需要が激減したことにより拡大造林が進み、現在では約 60% が人工林となっている。木材市場は長期にわたって価格低迷が続いている、高齢化も相まって、山の手入れが行われず木材品質の悪化を招くなど、悪循環に陥っている。

漁業については、稚魚放流や漁期変更などを行い資源の確保に努めているが、遡上アユなどの本来あるべき資源回復には至っていない。また、近年テナガエビやウナギ等も漁獲高が大きく落ち込んでおり、一層の対策が必要となっている。

観光については、四万十川ブームの頃と比較すると入り込み客数は横ばい、もしくは減少傾向にある。そのような中で、カヌー観光が定着し、カヌー館を中心として観光の産業化が進み、近隣自治体との連携により体験型修学旅行誘致を図る等、ネットワーク化が進んでいるほか、新たにオートキャンプ場整備やバーベキューを題材とした振興策を講じ、交流人口の確保に努めている。

工業については、製材工場 2箇所、生コン工場 1箇所、広域事業で取り組んだアロエ加工工場 1箇所などがあるが、いずれも経営規模が小さい。

建設業については、地域経済の大部分を担っているが、公共事業の有無が地域経済にも大きく影響している。

商業については、零細規模の小売業が大部分であるため、隣接する市や町の大型小売店舗に購買力が流失し、影響は多大である。経済圏は、一部が旧中村市経済圏に属している他は愛媛県宇和島市を中心とする南予経済圏に属しており、日常の経済活動が展開されている。交通事情は道路網の整備が遅れており、コスト高と共に不便さを強いられている。

イ 過疎の状況

国勢調査に基づく本区域の人口は、昭和 35 年には 8,469 人を有していたが、平成 2 年には 4,250 人と半減しており、平成 27 年は 2,877 人と 6 割超の減、令和 2 年は 2,461 人と引き続き 7 割近く減となっており、人口減少に歯止めがかかる状態が続いている。若年者比率は約 1 割である反面、高齢者比率は 4 割超であり、急速に少子高齢化が進んでいる。小学校では昭和 33 年に 13 校あったが人口減少に伴い休校、廃校となり、平成 24 年には統合され 1 校となった。これまで過疎からの脱却をめざして対策が講じられてきたが、人口減少傾向に歯止めがかかる兆しは見えない。

本区域における過疎の実態は、表一-b に示すようにピーク時期から 60 年の間に人口が 67% も減少した。特に若者層の減少が著しい。逆に表一-c のように本区域全体でも高齢化率は高く、各集落人口のうち 65 歳以

上人口が50%を占める集落が29集落（館は奈路に含める）中16集落あり、平成27年の国勢調査の結果は12集落だったため、人口の動向からも過疎化が進行していることが伺える。

人口減少の要因は、産業構造の変化に起因するところが多いが、今日では若者の減少に加えて未婚者の増加も出生数の低下を招き、全体的な人口の減少に拍車をかけている。戦後から昭和30年代までは薪炭生産地として生産者が区域外からも多く居住していたが、石油系燃料の普及によって薪炭の生産が減少すると、世帯の転出が続いた。また、都市部の急激な経済成長に伴って農林家の後継者が流出し、昭和39年には、年間605人の社会減があった。公的機関（登記所、県出先機関、営林署等）の統廃合・規模縮小や廃止によって人口が激減した集落もある。また、後継者が都市部に定住した高齢世帯では、農林地の維持ができなくなって市外へ移住した者もある。人口減少率の低い地区は農家が少なく、第三次産業を主としている世帯が多い。下方地区の世帯増加は民営の住宅があり比較的若者が居住していること、用井地区は老人福祉施設や公営住宅等の公共施設によるところが大きい。

表-b 集落人口動態

集落名	国勢調査					
	人口			世帯		
	昭和35	令和2	増減率	昭和35	令和2	増減率
奥屋内上	649	36	△ 95 %	166	20	△ 88 %
玖木	380	23	△ 94 %	94	14	△ 86 %
中半	481	39	△ 92 %	109	24	△ 78 %
大宮下	139	18	△ 88 %	30	12	△ 60 %
口屋内	641	91	△ 86 %	154	50	△ 68 %
奥屋内下	250	40	△ 84 %	70	19	△ 73 %
藤ノ川	613	114	△ 82 %	137	58	△ 58 %
大宮上	400	96	△ 76 %	71	47	△ 34 %
宮地	359	93	△ 75 %	100	49	△ 51 %
下家地	265	68	△ 75 %	55	33	△ 40 %
押谷	94	24	△ 75 %	18	9	△ 50 %
中家地	116	33	△ 72 %	25	17	△ 32 %
岩間	265	77	△ 71 %	68	38	△ 45 %
大宮中	341	99	△ 71 %	71	47	△ 34 %
権谷	271	84	△ 70 %	56	35	△ 38 %
中組	198	63	△ 69 %	36	26	△ 28 %
津野川	342	112	△ 68 %	74	55	△ 26 %
津賀	206	68	△ 67 %	42	22	△ 48 %
奈路	398	141	△ 65 %	101	65	△ 36 %
須崎	229	82	△ 65 %	46	38	△ 18 %
長生	112	41	△ 64 %	23	18	△ 22 %
藪ヶ市	149	56	△ 63 %	29	24	△ 18 %
方の川	149	58	△ 62 %	32	23	△ 29 %
本村	263	101	△ 62 %	59	50	△ 16 %
橘	214	92	△ 58 %	48	41	△ 15 %
半家	323	153	△ 53 %	67	55	△ 18 %
西ヶ方	227	152	△ 34 %	47	53	13 %
下方	180	157	△ 13 %	36	67	87 %
用井	215	250	17 %	44	76	73 %
計	8,469	2,461	△ 67 %	1,908	1,085	△ 32 %

表-C 集落別年齢構成調査

地区名	区分	国勢調査(令和2年)						集落の状態 (年齢別自安による区分)		
		0~14歳	15~29歳	30~54歳	55~64歳	65歳以上	計	55歳未満 人口50%以上	55歳以上人口 50%以上	65歳以上人口 50%以上
奥屋内上	人口 構成割合(%)	2 6%	0 0%	3 8%	3 8%	28 78%	36 100		○	○
奥屋内下	人口 構成割合(%)	0 0%	0 0%	3 8%	3 8%	34 85%	40 100		○	○
玖木	人口 構成割合(%)	0 0%	0 0%	3 13%	6 26%	14 61%	23 100		○	○
口屋内	人口 構成割合(%)	0 0%	10 11%	11 12%	9 10%	61 67%	91 100		○	○
中半	人口 構成割合(%)	2 5%	1 3%	3 8%	7 18%	26 67%	39 100		○	○
岩間	人口 構成割合(%)	5 6%	3 4%	17 22%	10 13%	42 55%	77 100		○	○
藤ノ川	人口 構成割合(%)	6 5%	1 1%	20 18%	22 19%	65 57%	114 100		○	○
橋	人口 構成割合(%)	11 12%	4 4%	23 25%	16 17%	38 41%	92 100		○	
津野川	人口 構成割合(%)	4 4%	10 9%	24 21%	19 17%	55 49%	112 100		○	
津賀	人口 構成割合(%)	6 9%	5 7%	17 25%	7 10%	33 49%	68 100		○	
蔽ヶ市	人口 構成割合(%)	1 2%	6 11%	11 20%	11 20%	27 48%	56 100		○	
須崎	人口 構成割合(%)	3 4%	8 10%	13 16%	16 20%	42 51%	82 100		○	○
大宮下	人口 構成割合(%)	0 0%	0 0%	3 17%	5 28%	10 56%	18 100		○	○
大宮中	人口 構成割合(%)	10 10%	0 0%	15 15%	12 12%	62 63%	99 100		○	○
大宮上	人口 構成割合(%)	0 0%	4 4%	17 18%	20 21%	55 57%	96 100		○	○
下家地	人口 構成割合(%)	7 10%	7 10%	18 26%	4 6%	32 47%	68 100		○	
中家地	人口 構成割合(%)	1 3%	1 3%	3 9%	9 27%	19 58%	33 100		○	○
方の川	人口 構成割合(%)	2 3%	7 12%	10 17%	7 12%	32 55%	58 100		○	○
西ヶ方	人口 構成割合(%)	17 11%	5 3%	38 25%	26 17%	66 43%	152 100		○	
下方	人口 構成割合(%)	35 22%	7 4%	54 34%	21 13%	40 25%	157 100	○		
宮地	人口 構成割合(%)	11 12%	12 13%	27 29%	8 9%	35 38%	93 100	○		
奈路	人口 構成割合(%)	13 9%	7 5%	36 26%	25 18%	60 43%	141 100		○	
用井	人口 構成割合(%)	22 9%	17 7%	44 18%	23 9%	144 58%	250 100		○	○
長生	人口 構成割合(%)	2 5%	1 2%	9 22%	10 24%	19 46%	41 100		○	
半家	人口 構成割合(%)	12 8%	8 5%	41 27%	21 14%	71 46%	153 100		○	
本村	人口 構成割合(%)	7 7%	8 8%	26 26%	22 22%	38 38%	101 100		○	
中組	人口 構成割合(%)	2 3%	3 5%	15 24%	10 16%	33 52%	63 100		○	○
押谷	人口 構成割合(%)	2 8%	3 13%	6 25%	2 8%	11 46%	24 100		○	
権谷	人口 構成割合(%)	4 5%	3 4%	15 18%	18 21%	44 52%	84 100		○	○
合計	人口 構成割合(%)	187 8%	141 6%	525 21%	372 15%	1,236 50%	2,461 100	2	27	16

過疎の最たる要因は、都市部の急激な発展に対して中山間地域の産業が低迷したことである。安い輸入農林産物に押され、生産規模の縮小や離農者が増えたことも地域の農林業の将来に大きな影を落としている。また、高学歴社会へ移行する中、農業では学歴を活かせる場面が少なく、人口と共に頭脳の流失が続いたことも見逃すことはできない。今後も経済、農業分野において世界との競争が進む中で、グローバルに考え、ローカルに行動できる人材（起業家）を過疎地は特に必要としている。

① 人口等の動向

出生・死亡数の推移を（表-e）で見ていくと、昭和55年を境に死亡数が出生数を上回った。平成に入つてから、出生数は平成16年までは30人前後で推移していたが、平成17年から平成23年は15人前後まで減少し、平成24年以降は10人前後まで減少している。一方、転入・転出の推移（表-f）では、昭和35年から昭和45年にかけては大量の転出者が見られた。それ以降も平成元年と平成16年を除き転出者が転入者を上回る状況が続いている。この人口の自然減と社会減の2つの要因により本区域の人口は毎年減少し続けている。それに伴い本区域の児童・生徒数（表-g）も減少し昭和35年以降に本区域にあった小学校の内10校が休校（内3校廃校）となり、平成24年に学校再編計画に基づき小学校は西土佐小学校1校に統合されている。

② 人口の見通し

本市は昭和22年までは人口が大きく増加し、昭和15年の37,070人から昭和22年には44,391人となったが、その後の高度経済成長期を含む昭和30年から昭和45年までの15年間で、首都圏等他地域への人口流出により大きく減少し昭和45年には39,379人となっている。その後、昭和60年まではゆるやかな微増傾向だったが、全国の状況から20年以上先行して昭和60年（1985年）の40,609人をピークとして人口が減少しており、令和7年4月1日付で30,900人程度になっている。

今後も減少が続き40年先の2060年には、国のまち・ひと・しごと創生本部において16,000人程度になるという推計も出されており、西土佐地域も例外なく人口減少が続き、国勢調査に基づく人口予想データでは、2060年には1,000人弱の人口となる予想が出ている。（表-h）

表-d 世帯数の推移

年区分	昭和35	昭和40	昭和45	昭和50	昭和55	昭和60	平成2
世帯数(戸)	1,908	1,710	1,570	1,513	1,481	1,427	1,387
減少率(%)	—	10.38	8.19	3.63	2.12	3.65	2.8
1戸平均人員(人)	4.44	4.06	3.7	3.42	3.72	3.17	3.06

年区分	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27	令和2	令和7
世帯数(戸)	1,401	1,339	1,436	1,388	1,389	1,317	1,218
減少率(%)	△1.01	4.43	△7.24	3.34	0	5.18	7.52
1戸平均人員(人)	2.9	2.79	2.61	2.44	2.21	2.03	1.89

表-e 出生・死亡の推移

年区分	昭和35	昭和45	昭和50	昭和55	昭和60	平成元	平成5	平成10	平成11
出生	151	83	72	60	42	31	23	29	35
死亡	76	76	63	62	64	41	36	53	53
増減数	75	7	9	△ 2	△ 22	△ 10	△ 13	△ 24	△ 18

年区分	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
出生	23	27	29	29	25	15	15	15	18
死亡	55	54	62	59	50	55	76	60	59
増減数	△ 32	△ 27	△ 33	△ 30	△ 25	△ 40	△ 61	△ 45	△ 41

年区分	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
出生	12	15	19	9	12	9	11	11	7
死亡	51	62	52	43	65	76	57	60	92
増減数	△ 39	△ 47	△ 33	△ 34	△ 53	△ 67	△ 46	△ 49	△ 85

年区分	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
出生	9	8	15	6	10	5	8
死亡	64	51	76	43	63	58	63
増減数	△ 55	△ 43	△ 61	△ 37	△ 53	△ 53	△ 55

表-f 転入・転出の推移

年区分	昭和35	昭和45	昭和50	昭和55	昭和60	平成元	平成5	平成10	平成11
転入	476	325	298	216	178	191	168	90	93
転出	958	603	380	297	249	177	185	123	98
増減数	△ 482	△ 278	△ 82	△ 81	△ 71	14	△ 17	△ 33	△ 5

年区分	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
転入	141	75	99	93	115	62	76	55	70
転出	149	110	127	123	109	106	106	99	98
増減数	△ 8	△ 35	△ 28	△ 30	6	△ 44	△ 30	△ 44	△ 28

年区分	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
転入	73	49	70	69	68	40	47	61	58
転出	76	83	69	74	72	43	76	66	79
増減数	△ 3	△ 34	△ 1	△ 5	△ 4	△ 3	△ 29	△ 5	△ 21

年区分	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
転入	48	50	65	33	32	42	48
転出	80	53	72	51	55	50	46
増減数	△ 32	△ 3	△ 7	△ 18	△ 23	△ 8	2

表一 g 児童・生徒の推移

区分 学校名	平成5年度		平成11年度		平成16年度		平成21年度		平成26年度		令和元		令和6年度		減少率 (%)
	児童数	学級	児童数	学級	児童数 (平成11年度から)	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	
奥屋内	17	3	5	2	6	3	6	2	6	2	6	2	6	2	-
口屋内	4	2	11	4	6	3	6	2	6	2	6	2	6	2	-
藤ノ川	11	3	10	3	6	3	6	3	6	3	6	3	6	3	-
津野川	39	4	45	4	40	6	21	3	6	2	6	2	6	2	-
須崎	9	3	10	3	18	3	10	3	6	3	6	3	6	3	-
大宮	34	4	22	3	7	3	11	2	6	2	6	2	6	2	-
下家地	7	3	6	3	6	3	6	3	6	3	6	3	6	3	-
西ヶ方	33	4	22	3	20	3	16	3	6	3	6	3	6	3	-
川崎	71	7	53	5	54	6	68	6	6	6	6	6	6	6	-
本村	33	3	34	4	28	6	37	5	6	5	6	5	6	5	-
権谷	16	3	7	2	6	3	6	3	6	3	6	3	6	3	-
西土佐	-	-	-	-	-	-	-	-	122	10	83	9	60	7	-
計	274	39	225	36	173	30	169	24	122	10	83	9	60	7	△78.1

※川崎小学校は平成24年再編に伴い西土佐小学校に名称変更

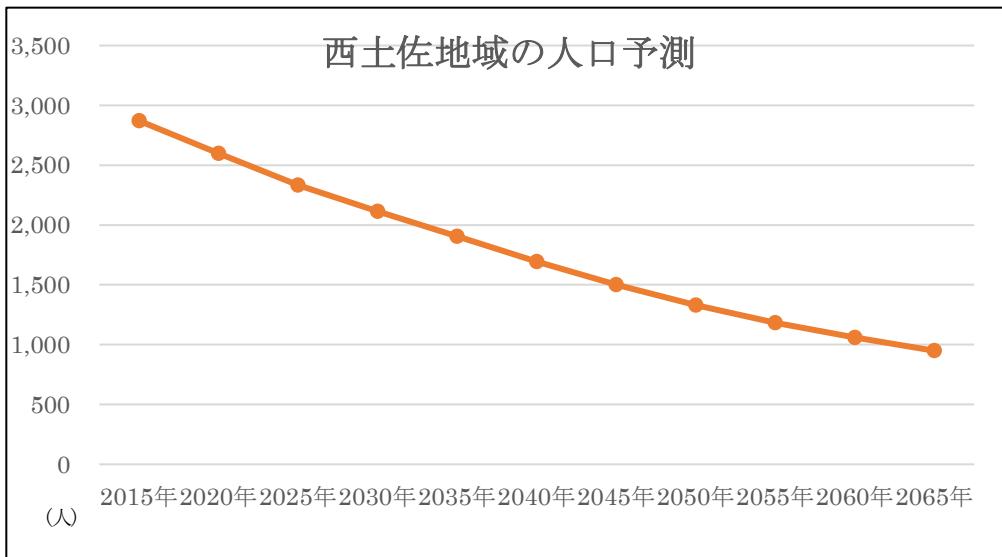
※減少率は平成5年度に対する令和元6年度の数値をいう

生徒の推移（中学校）

区分 学校名	平成5年度		平成11年度		平成16年度		平成21年度		平成26年度		令和元		令和6年度		減少率 (%)
	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	
西土佐	168	6	118	5	97	3	82	3	91	6	50	5	46	4	-
計	168	6	118	5	97	3	82	3	91	6	50	5	46	4	△72.6

※減少率は平成5年度に対する令和6年度の数値をいう

表一 h 西土佐地域の人口予測



※国勢調査に基づく人口予測(社人研推計準拠)

③ これまでの対策

本区域は昭和45年に過疎法による地域指定を受けると共に、山村振興法による山村振興事業、林業構造改善事業、農村総合整備計画などの国や県の施策を有機的に結び付けて過疎計画を樹立し、村道・農林道の開発整備、所得向上と若者定住のための農林業振興を中心として事業を実施してきた。また、教育関連施設の設備拡充や快適で安全な暮らしを目指した生活環境の整備、医療施設の整備と医師の確保、保健活動の推進、高齢者福祉施設整備を図ってきた。

道路については、防災など緊急を要する箇所の整備や危険箇所の整備を優先的に改良してきたが、依然として未整備路線が残存している。

産業振興については、水稻の代替作物として園芸作物の生産が農業の主力となった。園芸振興のためには不整形のほ場では支障があることから、農業基盤整備に重点を置いて整備を進め、令和2年度の進捗率は73.5%である。また、平成28年度より西土佐江川崎奈路地区に整備した四万十市初となる道の駅「よって西

土佐」を拠点として、地産地消・地産外商に取り組んでいる。

農業については、後継者対策の一環として里山開発事業で大規模農業用地を造成、西土佐農業公社が管理運営を行っている。昭和 53 年から園芸作物価格安定基金制度を導入し、農家の収入安定を図っている。しかし農産物販売総額は、価格低迷と若い労働力不足によって減少傾向にある。

林業については、植林の枝打ちや間伐等への支援、基盤整備及び小径木加工施設による間伐材の有効利用を図るための施策を講じてきた。また、流域ごとに路網計画を策定し、林家の素材生産作業効率化のため作業道整備を進めてきた。

観光対策については、四万十川の体験型観光として、全国に先がけてレジャー用カヌーの定着に力を入れてきた。用井地区は四万十ひろば、カヌー館、ホテル星羅四万十、西土佐ふれあいホール、天体観測施設等の整備によって、四万十川観光の拠点となっている。令和元年度には滞在型観光の拠点として、「四万十ひろばカヌー館オートキャンプ場」を整備した。また道の駅「よって西土佐」は情報発信の拠点施設として役割を担っている。

医療や高齢者福祉については、施設や医療機器の充実が図られた中で、昭和 60 年から保健センターを中心早くから保健活動を展開してきた。また、保健・福祉・介護・医療の連携のために総合福祉施設を整備した。

生活環境については、簡易水道等の新設・増補改良を行い水道普及率の向上を図った。防火防災面では消防車両の更新や防火水槽の設置を進め、避難所への備蓄や備品の整備など住民生活の安心安全の確保に努めた。また、し尿処理施設として平成 15 年にクリーンセンター西土佐を稼動し、高負荷脱窒素方式で搬入計画に基づいた運営を行っている。令和 2 年度にはクリーンセンター西土佐の基幹的設備改良工事を行い CO₂ 削減に取り組んだ。

地域の活性化では、各地域の実情や多種多様化する住民のニーズに柔軟に対応できるソフト事業を活用した対策を行ってきた。主体性においても行政主導型でなく、住民からのアプローチや住民自らが積極的に地域課題を考え対策を提案するなど、行政と住民が協働して地域課題の解決を図っていく取組が進んだ。事例では、平成 18 年度に大宮地域において、生活の拠点であった JA 大宮出張所の廃止に伴い、地域住民 108 名自らが出資して「(株) 大宮産業」を立ち上げ、店舗販売の継続、高齢化した地域の実態に応じたサービスの提供、地域で生産した米の販売促進に取り組んで周辺農家の所得向上に取り組んでいる。さらに平成 25 年度には集落連携による支え合いの仕組みである「集落活動センター」が大宮地域で立ち上がり、地域の課題解決、活性化に取り組んでいる。その他、「山間屋」も地域食材や加工品の販売を行い、地域でとれた農産物を地域で消費する地産地消の提唱から、地域外への西土佐の特産品を売り込む地産外商を行ってきた。

平成 28 年 4 月には道の駅「よって西土佐」がオープンし、その運営を担っている(株)西土佐ふるさと市が中心になり地産地消・地産外商を推進している。令和元年度には、地域の観光商工関係団体が集まり「西土佐地域産業振興推進協議会」を立ち上げ、地域の魅力ある素材を活かした地域活性化を図る取り組みを進めている。

これらの団体に共通することは、地域を見つめなおし地元にあるものを新しい地域づくりに活用していることである。昔の人の知恵、伝統文化、地元の農産物、豊かな自然など地域の資源に着目し、都市部の自然志向や健康志向、安全な食品の需要などを把握し地域づくりに活かしている。こうした活動が地域産業の振興につながり生産者の所得向上、地域雇用に貢献している。このように地域の資源を再評価することと地域住民のアイデアを活用することは、地域づくりの一つの指針となっている。

④ 現在の課題

本区域の課題として、とりわけ人口減少及び少子高齢化は地域の生活に深刻な影響をもたらしている。人口の減少では、昭和 35 年の国勢調査で本区域では 8,469 人の人口を有していたが、令和 2 年の同調査では 2,461 人と 7 割弱の減となっている。

高齢化で見れば令和2年の国勢調査に基づく本区域の状況は、29集落中16集落が限界集落（65歳以上の高齢者人口が集落人口の50%を超える今まで集落で行ってきた冠婚葬祭をはじめ、祭事や共同による集落作業等の実施が困難な状況に置かれている集落のことを指す。）といわれる集落に移行しつつある。そして10年後には本区域のほぼ全域が限界集落となる可能性が高まっている。このような集落においてはコミュニティ活動の衰退、独居老人世帯の増加、車を持たない住民の移動手段の確保の問題、事業所の撤退、商店の廃業、農林業の担い手不足などにより、地域経済の衰退と暮らしの不安が危惧される。さらに空き家の増加、耕作放棄地の増加、山林の荒廃なども目に付くようになっている。このことが地域で暮らす人々に不便さと不安を招き、さらなる人口流出につながり過疎化に拍車を駆ける。このままでは集落の里や森など集落全体にわたる崩壊が起こり、集落そのものが消滅してしまうことが指摘されている。こうした集落への対策と再生は緊急に取り組まなければならない課題である。

一方、少子化では、本区域では保育所、小中学校ともに1校となるなど少子化による影響を受けているが、地域の伝統文化を継承する取り組みや授業を行い地域との交流を深めている。また本区域で唯一の高等学校である高知県立中村高等学校西土佐分校も入学者の減少によりその存続が危ぶまれており、西土佐分校存続推進協議会を中心に分校存続へ向け問題点などの解消を図っている。

こうした少子高齢化の進行は主に若者の流出が続いていることであり、特にその対策として若者の就労の場の確保は以前からの課題である。就労におけるこれまでの都市部との地域間格差は広まる一方であり、過疎地域における若者の就労の場の確保はより一層厳しいものになっておりその対策が求められている。

ウ 産業構造の変化、経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

① 産業構造の変化

本区域の主要産業は農林業であるが、林野面積が91%を占め農用地面積は2%に過ぎないため、農業立地としては厳しい。

農業については、昭和45年の水稻転作開始以来、水稻栽培は所得につなげるためではなく、農地保全のために行われているのが実情である。また、転作休耕地を活用して園芸作物の振興を図り米ナス・シットウ・ナバナなど一定の定着を見たが、輸入農産物の影響による価格低迷や生産者の高齢化や後継者不足、鳥獣害も相まって、農家にとっては厳しい状況が続いている。

林業については、昭和30年代の薪炭生産地は石油系燃料の普及によって構造改革を迫られ、スギ・ヒノキなどの人工造林への転換、シイタケを中心とする特用林産物への活路を開いた。しかし、輸入木材の市場拡大や木材価格の低迷等によって全般的な不振に陥っている。今後は新たに創設された森林環境譲与税を活用し、経営管理が行われていない未整備林を調査し、その結果に応じた施業を行ない、森林管理の適正化を図る。

第二次産業については、経済の成長に合わせて公共事業を中心とする建設業が業績を伸ばしてきたが、近年、国・地方自治体等の財政運営悪化によって事業が激減し低迷している。

第三次産業については、四万十川を中心とした体験型観光が注目を浴び、広域で修学旅行誘致等を推進している。四万十川ブームの時期に比べると、入込客数は減少傾向にある。近隣市町村に類似施設が建設されたことにもよるが、本区域の特性、魅力を活かした四万十観光を探索し、リピーターや新規観光客の確保が重要となっている。

② 経済的な立地特性

本市の中で過疎地域の指定を受けている西土佐地域は県の西南部に属し、本区域で行政や医療、金融機関、商店等がある江川崎地区周辺からは、高知市へ114km、四万十市役所へ35km、愛媛県宇和島市へ32kmの位置にある。東は旧十和村（四万十町）、北西部は愛媛県松野町、西南は宿毛市、南は旧中村市（四万十市）に接している。

道路改良状況については、旧窪川町（四万十町）と宇和島市を結ぶ国道 381 号は本区域での改良が完了し時間と距離の短縮が図られた。一方、四万十市中心部に向かう国道 441 号については、網代バイパスの完成により当区間の利便性は向上したが、完成の目途が立っている口屋内バイパスの他、中半バイパスの完成にはまだまだ時間が必要である。大型観光バスの通行が困難であり、観光振興や合併後の旧市村との交流を阻害している現状があり問題の早期解消は、生活道として道路を利用する沿線住民の切実な願いである。

鉄道については、JR 予土線が本区域の北部を横断するように宇和島と旧窪川町とを結んでおり、予讃線、土讃線と接続している。しかし近年の利用客減少により平成 22 年に JR 江川崎駅が無人化された。

最寄りの空港から本区域まで 2 時間弱を要する現状を「外国に行くより時間が掛かる」と表現する来訪者もいる。人・物・情報等がスムーズに効率よく動けることが、地域経済の活性化の必要条件であることから、諸々の面で条件不利の地域といえる。

③ 社会経済的発展の方向

本区域の経済については経済基盤が弱く、国が時代に応じて推進する経済政策によって地域の経済が左右される状態が続いている。都市部の工業発展と企業立地による地域の人口流出、転作を推奨し園芸作物に転換する中での安価な輸入作物による影響、農林業の担い手不足、地域の貴重な雇用の場であった建設業界においても人材不足の影響から道路整備の停滞など、経済面の自立促進が安定かつ計画的に進めることができない状況が続いている。そのなかで経済発展の方向性として本区域の特性を活かす次の項目が重要である。

○ 人材の確保と育成

長年にわたって、人口流失と頭脳流失が続いている。地域振興のための人づくりを積極的に行うとともに、農林業の担い手や人材を地域に呼び込む受け入れ体制の整備を行う。

○ 資源の活用

a. 森林整備と木材工業の振興

若者の定住のためには就労の場の確保が必要条件で、森林は本区域の最も大きな地域資源であり、環境保全の面からも森林整備及び木材工業の振興が必要である。

b. 自然体験観光の振興

これまでモノ（商品やサービス）に価値を置いていた消費から、商品やサービスを購入することで得られるコト（体験や経験）に価値を置く消費行動に表されるように、森林資源に次ぐ資源である最後の清流四万十川を守り育て、自然に触れ合う機会をつくる観光振興は、時代の流れに添った産業振興だといえる。

○ 土地に根ざした基幹産業を守る

農業は平地を、林業は林野を保全する産業であり、そのことは国土の保全にも貢献している。その振興は地方の役割である。産業振興とは一挙に規模を拡大するのは難しく、一定の期間を要する。その点で農業は 1 年ごとに成果が見える産業であり、短期的に効果が現れる。そのために規模や生産条件の弱い中山間地の農業においては基盤整備等の検討を引き続き進めていく。

○ 不利な地理的特性を補う

情報化の推進は、地理的に不利な条件を補う対策のひとつである。情報の交換、ICT 基盤整備・維持によって交流の輪を広げ、その輪の中で地域の枠を越えて触れ合うことのできる地域づくりを目指す。

(2) 行財政の状況

① 行政の状況

昭和 33 年 4 月、津大村と江川崎村が合併して西土佐村が発足した。以後、新村建設計画、西土佐村振興計画を策定し、長期的な視野に立った施策を展開した。組織改革や事務処理合理化、電算化などによる事務の効率化も図ってきた。行政区画にはそれぞれに区長をおき、行政と地域住民とを結び付けている。また、民間公共的団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会、観光協会、社会福祉協議会）との連携によって効率的な運営を図ってきた経過がある。また、幡多広域 7 カ市町村で特別養護老人ホーム、公設市場、郷土資料館、身体障害児(者)施設の管理運営を行ってきた経過がある。平成 17 年 4 月に中村市と合併して四万十市が誕生すると、四万十市総合計画による基本方針と重点施策に基づき本区域の行政を行っている。

社会が複雑化する中で、市民の行政に対する要望も多種多様化し、それに応える技術や専門性の知識の取得が必要である。行政組織においてもさらなる構造改革を求められている。市では、すべての住民がデジタル社会の恩恵を享受し、幸せを実感できる社会の実現に向け、職員全員が一丸となり、同じ未来を共有しながら DX 推進を図るための道標として、生活、産業、行政の 3 分野における取組を記載した「四万十市 DX 推進計画」を令和 7 年 10 月に策定した。

② 財政の状況

旧西土佐村の財政規模は平成 15 年度一般会計決算で歳入 37 億 2594 万円、歳出 35 億 9976 万円であったが、財源の大半を地方交付税と地方債に依存していた。平成 17 年の合併後の本市の財政状況は表 1-2 (1) の通りである。

現在の財政状況は自主財源の割合は 3 割程度で、地方交付税などの財源に依存している構造となっている。今後は、人口減少や高齢化による税収の減少が見込まれ、新たな自主財源の確保や地方交付税の安定的な確保が必要となるなど歳入面において厳しい状況が予想される。また、歳出面においても社会保障関係経費の増加が見込まれるとともに、コロナ禍以降継続する物価高騰等の影響や、老朽化が著しい公共施設の長寿命化対策経費の増額等により、財政の状況は引き続き厳しい状況が続くと予想され、投資的経費の用途選択は大きな鍵となる。

今後更に合理化を行い、経常的経費の節減に努めるとともに、自主財源の確保を図り、効果的な後継者対策や立ち遅れた社会的資本の拡充のために、道路・農林業の基盤維持、生活環境の維持、住宅などのインフラ整備の維持に努めながらも、長期的展望に立った財政の健全化を推進しなければならない。

表1-2 (1) 市町村財政の状況

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	(単位：千円) 令和5年度
歳入総額 A	21,493,563	22,704,583	21,617,556	30,013,274
一般財源	12,329,781	12,963,632	12,520,771	13,493,745
国庫支出金	2,905,025	3,261,058	2,860,603	4,368,814
都道府県支出金	1,885,721	2,039,914	1,849,670	1,891,712
地方債	2,749,800	2,609,400	1,631,400	6,207,600
うち過疎債	139,900	617,100	218,200	82,100
その他	1,623,236	1,830,579	2,755,112	4,051,403
歳出総額 B	21,224,257	22,111,127	21,283,294	29,786,967
義務的経費	9,956,932	9,654,963	9,494,743	10,500,983
投資的経費	4,268,552	4,110,177	2,570,108	8,718,711
うち普通建設業	4,207,038	3,728,685	2,404,377	8,438,664
その他	6,998,773	8,345,987	9,218,443	10,567,273
過疎対策事業	1,052,227	1,266,955	809,457	223,731
歳入歳出差引額 C (A - B)	269,306	593,456	334,262	226,307
翌年度へ繰越すべき財源 D	31,757	140,539	144,413	144,251
実質収支 C - D	237,549	452,917	189,849	82,056
財政力指数	0.36	0.33	0.35	0.34
公債費負担比率	24.8	17.9	17.9	16.5
実質公債費比率	—	—	11.0	10.5
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	88.6	88.6	91.8	86.6
将来負担比率	—	—	113.4	97.2
地方債現在高	27,115,547	26,852,944	24,916,458	29,889,159

③ 主要公共施設の整備状況

本区域の市道整備状況は、表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況のとおり、市道の改良率・舗装とも一定の進捗を示しているが、近年は事業費削減により進捗率が伸びず改良率は令和6年度末で59.3%と依然として低い。

農林道は、本区域にとって生産基盤の整備、生活道としても極めて大きな役割を果たしており、重点的に投資をしてきた。集落が広範囲に点在する立地条件の下で、今後も必要に応じて改良や開設を必要に応じて進める。

水道施設は昭和35年から着工し令和元年度末までに23施設(24水源)を整備した結果、普及率は100%に近い数値まで達している。下水道施設のない当地域では合併浄化槽による水洗化を図っており、水洗化率は平成12年から直実に数値を伸ばしている。

人口千人当たりの診療所の病床数について、本区域の西土佐診療所の病床数は令和7年4月1日現在、19床で変わらず、本区域の人口減少により数値が微増している。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

西土佐地域

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	令和6年度末
市町村道 改良率(%)	27.4	35.2	46.6	53.3	59.3	59.3
	31.8	60.8	71.2	75.2	78.9	78.9
農道 延長(m)	–	34,093.2	38,766.2	23,998.0	23,998.0	23,998.0
耕地1ha当たり農道延長(m)	31.0	48.4	55.9	55.6	55.6	55.6
林道 延長(m)	–	–	–	73,491.9	73,511.9	73,511.9
林野1ha当たり林道延長(m)	6.2	7.3	8.9	9.6	9.6	9.6
水道普及率(%)	42.2	89.3	90.1	97.9	98.5	98.2
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	–	4.3	4.8	5.8	7.2	6.2

四万十市

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	令和6年度末
市町村道 改良率(%)	20.5	35.2	38.7	45.6	58.0	60.2
	39.0	73.1	76.1	79.3	88.7	89.2
農道 延長(m)	–	–	–	91,555.0	88,561.0	96,332.0
耕地1ha当たり農道延長(m)	113.2	115.4	123.2	40.7	37.5	46.3
林道 延長(m)	–	–	–	141,948.2	141,968.2	141,968.2
林野1ha当たり林道延長(m)	5.9	7.5	9.0	8.6	8.6	8.6
水道普及率(%)	83.4	90.1	92.7	90.3	92.9	95.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	–	–	–	27.5	24.3	22.0

(3) 地域の持続的発展の基本方針

本市が策定する「四万十市過疎地域持続的発展計画」(以下「本計画」という)は高知県が策定する「高知県過疎地域持続的発展方針」に基づくとともに、本市の「四万十市総合計画」及び「四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「四万十市産業振興計画」等の各計画と連携、整合性を図りつつ、本区域の持続的発展に資する取り組みを推進していくものとする。

その中で、四万十市総合計画では「伝統が息づき、人がつながり、未来をともに築くまち四万十市」を目指すべき将来の都市像として掲げ、その都市像の達成のために6つの基本目標を定めている。

【基本目標】

- ① 地域資源とデジタルを活用した、産業と暮らしを育てるまちづくり
- ② 学びと子育てを、ささえ、つなげるまちづくり
- ③ 支え合いで築く、安心して暮らし続けられるまちづくり
- ④ 強靭な基盤と共に支える災害に強いまちづくり
- ⑤ 時代の変化に対応した、協働のまちづくり

この四十万市総合計画の基本目標の実現に向けての取り組みと歩調を合わせながら、本区域の持続的発展につなげていくための基本方針として、人口減少を克服すべき最大の課題として捉え、その対策として移住定住の促進、地域資源等の活用による地域活力の向上、安心安全に暮らせる地域づくり、豊かな自然環境の保全等、総合的な取り組みを行政、企業、団体、市民等との協働をより推進していくことを基本方針とする。

(4) 地域の持続的発展のための基本目標

日本全体が人口減少、少子高齢化社会へ移行する中、本区域のような中山間地域が大部分を占める地域では、人口減少、少子高齢化が加速しており、集落活動や農林業の後継者不足や空き家や耕作放棄地の増加、地域経済の縮小、自然環境の保全等の地域課題の発生が懸念されている。これらの地域課題の主な要因は人口減少・少子高齢化に起因するものが多く、本区域においても地域が将来にわたり持続的に発展していくためには、この人口減少に伴う課題を解決し、ここで暮らす住民が夢や希望を持ちながら、安心して暮らし続けることができる仕組みと対策が求められる。

そのため、本計画における基本目標の考え方として、地域課題の最大の要因である人口減少を克服するため、人口に関する目標を定め、その目標を達成するため各分野における施策を推進していくことで本区域の持続的発展に資するものである。本市の中でも特に本区域は少子高齢化が進行しており、このことが人口の減少に大きく影響を及ぼしている。しかし、このことを踏まえると本計画期間内の5年間の中で人口の自然増減の観点から本区域の人口減少を改善させることは容易ではない。そのため移住や定住人口の増加による社会増減の均衡を図ることで、本区域における人口減少の抑制につなげるものである。

【基本目標】

基本目標	目標指標	基準値	目標値(R12年)
人口に関する目標	社会増減数	H3～R6 △63人 (5年平均△12.6人)	±0人

※令和3～6年の社会増減は延べ△63人で年平均△12.6人。これを令和12年度末に均衡させる。

【参考】

出生・死者数（住基）							単位：人	
区分	年	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	小計	平均
出生	年	11	7	9	8	15	50	10
死 亡	年	60	92	64	51	76	343	68.6
増減数	年	△ 49	△ 85	△ 55	△ 43	△ 61	△ 293	△ 58.6
区分	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		合計	平均
出生	年	6	10	5	8		79	8.8
死 亡	年	43	63	58	63		570	63.3
増減数	年	△ 37	△ 53	△ 53	△ 55		△ 491	△ 54.6

転入・転出者（住基）							単位：人	
区分	年	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	小計	平均
転 入	年	61	58	48	50	65	282	56.4
転 出	年	66	79	80	53	72	350	70
増減数	年	△ 5	△ 21	△ 32	△ 3	△ 7	△ 68	△ 13.6
区分	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		合計	平均
転 入	年	33	32	42	48		437	48.6
転 出	年	51	55	50	46		552	61.3
増減数	年	△ 18	△ 23	△ 8	2		△ 115	△ 12.8

(5) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、四万十市過疎地域持続的発展計画フォローアップ委員会を設置し、毎年度評価を行い、達成状況等により本計画の見直しを行っていくこととする。

(6) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

(7) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の管理に関する基本的な考え方と実施方針並びに施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めている。

本市の公共施設等総合管理計画では、本市の公共施設における現状と課題から将来、施設の長寿命化を目指した改修・更新に掛かるコスト試算の結果を踏まえ、公共施設を建築系公共施設と土木系公共施設（土木系施設、企業会計施設）に大別した上で検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用削減を目標としており、今後の本区域における公共施設等の整備については、この公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき実施していくものとする。

「四万十市公共施設等総合管理計画」抜粋

○公共施設等総合管理計画の基本方針

(1) 建築系公共施設

① 新規整備について

長寿命化、維持補修計画などを適正に行い、既存施設の有効活用を図ります。新規建設等が必要な場合は、中長期的な費用対効果を考慮します。

老人人口、年少人口比率の変化に対応し公共施設の適正化を図ります。

② 施設の更新（建て替え）について

遊休施設を含めた施設の統合・整理を検討する際には、全体的な機能は維持しつつ複合化や類似機能の集約化を図り、施設総量を縮減します。複合施設においては、管理・運営についてもPPP／PFIの活用を検討します。施設の複合化により空いた土地は、有効活用又は処分を促進します。

③ 施設総量（総床面積）について

更新の際は、統合を検討し複合施設とすることで施設総量を減らすことを検討します。

利用率が低く、将来的にも需要が見込めない施設については、運営及び利用目的の見直しを行い、統廃合も検討します。

④ 施設の維持管理、運営コストについて

運営については指定管理の利用や地域住民による維持管理協力等、民間の活用を促進します。

PPP／PFIなど、民間の力を活用しながら施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努めることを検討します。

⑤ ゾーニング手法について

施設ごとの活用方法を見直しながら、ゾーニング手法によって公共施設の数、規模、機能、位置等を総合的に検討します。

(2) 土木系公共施設

① 現状の投資額（一般財源）について

予算の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施します。

② ライフサイクルコストについて

維持補修と長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

《方針》

人口減少及び少子高齢化が進む本区域においては、各産業分野や集落等での活動の担い手及び後継者の不足、空き家や耕作放棄地の増加、地域経済の縮小による商店や事業所の閉鎖、収支の落ち込み等、多岐にわたる課題の発生が懸念されており、その人口減少や人材確保に関わる対策が急務となっている。

人口の減少を抑制するためには、人口の自然増と社会増の2つの視点から取り組みへのアプローチが考えられるが、長年にわたる本区域の著しい少子高齢化の現状を踏まえると、人口の自然減の克服は実現性が厳しいところである。そのため、転入者を増やし転出者を抑える社会増に資する施策が必要である。その施策の柱として、近年では都市部から地方への新しい人の流れを作り、地域外から人材を呼び込む移住促進が注目されている。移住者を呼び込むためには、地域の魅力や地域資源を磨き上げ、それを地域外へプロモーションやPR活動を通じて来訪者やファンを増やし、交流人口及び関係人口を拡大していく、移住定住につなげていく取り組みと仕組みづくりが必要である。

本市においても移住希望者を新たな人材として捉え、移住促進に取り組んでいるが、移住希望者が安心して移住し地域に定住できるように各団体等と連携を図りながら、移住希望者と地域のマッチング、移住者の受け入れ体制やお試し住宅の活用、空き家の掘り起こし、仕事の確保等の施策を展開していく。

また、本市では平成24年度から導入した地域おこし協力隊の制度も活用し、地域活性化の協力者及び地域産業の担い手として活動しているが、任期終了後も活動で培った経験とスキルを持つ人材として地域で活躍してもらえるよう、地域おこし協力隊の人材育成や定住に向けた必要な支援を行う。

また、移住者が住んでみたいと思う魅力ある地域を実現することで、地域の良さを見つめ直し、本区域で暮らす住民の定住も目指す。

(1) 現況と問題点

都市部においてはライフスタイルの変化や新しい生き方、豊かな自然環境を求め、地方へ移住を希望する移住希望者が増加傾向にある。しかし、移住希望者の意向は年々変化を見せ、近年、都市部の移住希望者は「都市部へ新幹線圏内で通勤できる自然豊かな場所」が好まれる傾向にあり、新幹線が整備されていない過疎地域のニーズは厳しい現状となっている。全国的に地方においては国が推し進める地方創生の流れを受け、移住希望者や地域おこし協力隊等の地域外からの人材を求める動きが活発化しているが、全国各地で地域おこし協力隊を募集している昨今では、西土佐地域に応募する数は極めて少ない現状となっている。その中で移住希望者に選ばれる魅力ある地域として、本区域では四万十川に代表される豊かな自然での暮らしを求める移住希望者もいる。その一方で、移住の実現には住む家や仕事といった生活の基盤となるものの確保が必要である。コロナ禍を経てリモートワークや二拠点生活が主流となりつつある現在、多様な働き方が実現できるようデジタル技術を活用した支援や、移住希望者の細かなニーズへの対応や不安の解消といった支援も求められる。

(2) その対策

○移住・定住・地域間交流の促進

四万十市及び四万十市の移住に取り組むNPO法人「四万十市への移住を支援する会」への移住支援登録数は近年200件近くあり、本市全体への移住成功組数は年間30組で推移している。その中で本区域への移住成功組数は令和2年度から令和6年度の5年間で24組（年平均4.8組）の実績がある。この他、四万十市では高知県が委嘱する「地域移住サポーター」と連携した移住支援も行い、官民共同による移住支援を行っている。具体的には移住前には、移住希望者との面談を通じた田舎暮らしのアドバイス、空き家や仕事の紹介、空き家の契約、移住後も困りごとの解消に取り組む等フォローする支援体制ができている。令和2年度には宮地地区に移住支援用のお試し住宅を整備し、令和2年度から運用を開始している。今後も、より中山間地域ならではのラ

イフスタイルを求める移住希望者へPR活動を展開し、本区域への移住を促進する。

移住相談に際しては、ほとんどの移住希望者が住宅情報を求めており、移住を決断する大きな決め手になっているが、西土佐地域には不動産業者がおらず、民間のアパート、貸家も限られているため、住宅施策は今後の人口減少対策を行ううえで、重要な課題の1つである。民間の空き家を市が借り受け、管理・改修工事を行い、移住希望者や定住希望者に貸し出しを行う「中間管理住宅制度」を推進することで、住宅不足の解消、移住希望者の受入を促進する。

移住希望者が移住し定住するためには、移住者と受入地域が良好な関係を保つことが大変重要である。このために移住希望者の何も分からぬ地域に入って生活する不安を解消し、安心して移住・定住できるように、また、地域が安心して移住者を受入できるように、NPO法人四万十市への移住を支援する会と連携し、地域において相談やサポート体制、交流の場などの受入体制の整備を行うとともに、移住者が定住できるよう地域のマッチングを支援する。

○人材育成

本区域で不足する担い手を確保するため、農業分野では本区域にある農業研修施設である農業公社を活用し、農業従事者を育成する。林業分野では森林環境譲与税を活用した若者の就業促進のための研修や技術習得に対する助成等を行う。この他、地域おこし協力隊へ任期終了後に活用できる起業支援補助金制度を活用し、定住を促進するとともに、地域で活躍できる人材の育成を図る。

○特定地域づくり事業協同組合事業の推進

令和7年度には幡多地域で初めてとなる特定地域づくり事業を展開する「しまんと川来たや協同組合」を設立。西土佐地域の事業者が組合員となり、組合が直接職員を雇用。その職員（マルチワーカー）を事業者の元に派遣し、西土佐地域の人手不足、担い手不足の解消を目指す。また、この組合が雇用するマルチワーカーは地域外の人材だけでなく、地域内の人材も雇用できるため、若者層の流出を防ぎ、人口減少を防ぐ狙いもある。

○中間管理住宅事業の推進

本地域の課題である住居の確保を目的に、民間の空き家を市が借り受け、管理・改修工事を行い、移住希望者や定住希望者に貸し出しを行う。空き家を活用することで、住宅不足の解消、移住希望者の受入を促進する。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(5) その他	特定地域づくり事業協同組合事業 中間管理住宅事業	しまんと川来たや 協同組合 四万十市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」区分における公共施設等の整備及び維持管理は「四万十市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針と整合性を図りながら、適切に行っていくものとする。

3 産業の振興

《方針》

過疎化・少子高齢化に加え長期化する経済不況の影響を受け、地域経済の悪化、地場産業の衰退が顕著になっており、地域の暮らしを支えていくためには、産業の振興は必要不可欠である。地域の産業の柱である農林業を中心に、漁業、畜産業、商業・工業、観光の振興や、交流人口の拡大など、地域に根ざした取り組みを進める。また、新たな地域資源の開発や流通体制の構築、地産地消の促進から地産外商の加速化などに地域の人が中心となって取り組めるよう、地域産業を創造・リードする人材育成を図り、取り組みの成果が地域に還元できるシステムづくりを目指す。

①農林水産業の振興

地域資源の有効活用と確保、生産基盤の整備、後継者育成や新規品目の導入、適地適作の推進など、地域の環境や諸情勢を活かした多様な対策と事業導入により生活基盤を向上させ、産地力の強化、活力のある地域づくりを目指す。また、道の駅「よって西土佐」を拠点に、地域内の出品作物の確保、集出荷体制の仕組みを強化するとともに、地産地消、地産外商を推進する。

②畜産業の振興

四万十牛としてのブランドが確立しつつあり、農業のみならず観光的側面からも大いに期待されていることから、今後は産業間連携の柱として、HACCP 対応等により商品力を高めていく。

③地場産業の振興

地域の生産物や資源を活用し、地域内で加工することで付加価値を高め、外販や新たな需要を開拓することで地域経済の底上げを目指す。

④企業誘致対策

豊かな自然環境を活用した経営など地域と共に存できる企業の誘致については、雇用を創出し後継者の確保につなげる視点から、地域住民とも協議のうえ検討していく。

⑤起業の促進

交流や環境保全など地域の特性を新たな産業に結びつける取り組みを支援し、地域に定着させることで地域全体の活性化を図る。

⑥商業の振興

地域内消費の拡大と併せて、地域の素材を活用した商品化などほかの産業との連携により、地域外や県外への消費活動の展開を図る。

⑦観光業の振興

全国的に知名度の高い四万十川や旧環境庁に認定された「星空の街」など、地域内の魅力ある観光資源を活かし、地域外から人を呼び込める取り組みを進めるとともに、令和2年4月に開業した四万十ひろばカヌー館 オートキャンプ場やホテル星羅四万十を拠点に滞在型観光を推進する。

(1) 現況と問題点

①農業

農業における現状及び課題では、農家数が高齢化や後継者不足で年々減少しており農地の維持管理が課題となっている。主な農作物は、ナバナ・シシトウ・小ナス・米ナス・ユズ・栗であるが、特に栗については、かつて高知県を代表する産地であったが、放棄地増加により生産量は最盛期の10分の1にまで減少している。こうした中で試行錯誤を繰り返しながら、小面積で生産額の高い露地園芸作物の普及推進とほ場整備による施設園芸の導入を図ってきた。また、価格低迷時に農業者の所得安定を図る「園芸作物価格安定基金制度」の導入は、大きな役割を果たしてきた。しかし、価格低迷や鳥獣被害、異常気象による不作等により農業収入が減少し、近年では基金の取り崩しが増えてきている。

ほ場整備率は令和6年度末で73.5%である。未整備地区の早期整備や制度事業の対象外地区の整備等が課題となっている。

地域農業を支える仕組みとして、複合経営拠点施設（西土佐農業公社）や各地で設立されている集落営農組織等の取組みにより、労働力の補完や農作業の効率化、また増加しつつある耕作放棄を防ぐための支援を行っている。西土佐農業公社では新規作物の導入研究や研修を通じた新規就農者の育成を行っているが、しかし、生産者の高齢化及び後継者不足と鳥獣被害はより深刻化し、価格低迷とあわせて農業者の生産意欲低下を招いている。

このような状況の中、地域の農産物を効果的に販売していく手段として、道の駅「よって西土佐」を拠点とした地産地消、地産外商など販売力強化の取り組みが必要になってきている。

②林業

貴重な森林資源の本地域の現況をみると、戦後嘗々と続けられてきた造林の推進により、民有林15,028haに占める人工林面積は8,882haで、人工林率は約60%、その多くが11～13齢級であり、優良な人工林が形成されている。これらの森林に対する適切な間伐による森林整備が重要な課題であるが、林業の採算性の悪化などにより林業生産活動が全般的に停滞し、間伐等が適正に実施されず、水源かん養機能や国土保全機能が十分発揮できない森林が存在するようになっている。

このような状況から今後の森林施業は、間伐等の森林整備を積極的に実施するとともに、経済性重視の単層林のみの施業を見直し、長伐期施業、複層林施業、生態学的に地域に適した多様な樹種を導入する施業を実施し、水源のかん養や自然環境に配慮した森林整備を進めなければならない。

そのため、森林環境譲与税を活用し、未整備森林の調査を行い、森林経営管理制度に則した施業の実施や、適正な森林管理の基盤となる林道、作業道等の路網整備を森林に及ぼす影響を最小限に抑えながら推進する一方、森林組合や林業事業体等の育成・強化、環境保全の積極的な啓発などを通じて、森林所有者へ環境に配慮した経営への意識の向上を図ることが求められている。

③畜産業

地域商標登録もされ知名度も徐々に上がってきた「四万十牛」だが、肥育農家が一戸のみであり、需要に対して供給が足りていない現状にある。今後、「四万十牛」ブランド確立のために、安定的な供給体制の構築が必要となってきている。四万十牛の味の評価は非常に高く、その商品価値を知つてもらうための対外的PR方法の検討や、新規販路開拓へのマーケティング戦略も課題である。

④企業誘致

近年注目されている旧小学校等の遊休施設の有効活用と光ケーブル網を活用したITや情報サービス関連等の企業誘致に向けて、誘致の仕組み作りと施設改修及びインフラ整備が課題となっている。

⑤商業

本区域の商業は、大部分が小規模な家族経営であり、経営者の高齢化などで近代化・合理化が図られていく

ない。また、本区域の購買力は隣接市町の大型店舗に流れ、ますます厳しい状況となっている。こうした現状を少しでも改善するため、商工会を中心に平成 14 年 8 月に「にしとさむらの商品券」、同年 12 月に地域流通商品券「ウエス土佐」を導入したが、現在は流通額が伸び悩んでおり、更なる地域への PR や啓発が必要である。

⑥工業

本区域の工業は、生産業者数、従事者数ともに少なく、規模も零細である。工業立地としては恵まれない環境にあるが、雇用の場を確保する意味からも重要な政策課題となっている。特に森林資源の豊富な本区域にとっては、林産加工業への新たな取り組みが、より効果的な雇用確保につながっていくものと思われる。

⑦観光

令和元年度には 15 万人弱の観光客が夏場を中心に訪れ、四万十川でのカヌー体験をはじめ、観光遊覧船 やりんりんサイクル(レンタルサイクル)・川遊び・アユ漁や、黒尊山系の登山などのアクティビティに加え、バラやユリ、紫陽花街道、黒尊渓谷の紅葉といった四季折々の自然を楽しんでいる。

市の観光拠点施設であるカヌー館を管理している西土佐四万十観光社(旧西土佐村観光協会)は、施設を運営しながら観光客に対する観光案内窓口としての役割を果たしている。平成 5 年に営業を開始したホテル星羅四万十は、第三セクターによる運営で、本区域の PR や特産品の活用につながっている。平成 11 年に開設された環境・文化センター四万十楽舎は、廃校舎を活用した体験型観光宿泊施設としてだけではなく、地域文化を伝承する生涯教育的な役割も担っている。平成 21 年には、文化庁から四万十川流域の 5 市町と共に文化的景観の選定を受け、歴史的構造物と地域の生業等が新たな観光資源となった。

平成 10 年をピークに四万十ひろばや周辺キャンプ場でのテント張数は減少傾向にある。その現状を踏まえ令和元年度に近年のアウトドア観光客のニーズに合わせて四万十ひろばにオートキャンプ場を整備した。体験プログラムづくりや滞在型観光の見直しなど、他産業との連携を図り、四万十市でしか体験できない独自の観光スタイルの確立とオフシーズン対策が求められている。

⑧水産

四万十川には約 200 種の魚種が生息しており、魚種及び漁獲量においても日本屈指の水産的価値がある。流れが緩やかなため、本来汽水域に生息する魚種が約 50 キロ離れた本区域まで遡上するなど、全国的にも稀な特徴といえる。天然アユや天然ウナギは高級魚として評価されているが、水量の低下や水温の上昇等の要因から、近年その漁獲量が減少している。また、テナガエビやモクズガニについても、環境の変化による個体数の減少や漁に伴う捕獲圧などが影響し、漁獲量は減少している。地域の収入源として、また観光資源として、四万十川と支流域の資源を確保することが重要な課題である。

⑨特産品開発と地産外商

本区域には、地元の食材を利用して商品開発を行っているグループがいくつか存在し、地域おこし協力隊の OB が地域の食材を利用した加工品を開発したことがあった。また、I ターン者が製作する竹細工や昔ながらの製法で小刀等を製作する工房があり、希少価値のある熟練された製品を製造しているが、それらの商品を地域外へ効果的に売り出せていない。加工食品については、HACCP 取得をした製品が少ないのもその原因の一つであるため、今後地域の加工業者による HACCP 認証取得も課題である。

(2) その対策

①農業

本区域の基幹産業である農業の振興は地域活性化の基本であり、生産基盤の整備、適正作物の導入、新規

就農者の確保等を中心に、後継者対策に重点をおいた総合的な振興を図っていく。また、これまでの出荷体制を基本に、直接販売等での所得向上と地産地消、施設整備、環境循環型農業を並行して展開し、ゆず、米ナス、栗をはじめとした西土佐地域を代表する農作物のブランド化を図り、販路の拡大を目指す。

○ 生産基盤の整備

地域全体の合意に基づき、担い手のニーズに沿った農業経営が展開できるよう、各種事業を組み合わせたきめ細かな生産基盤整備（ほ場・農道・水路等）を推進していく。また、制度事業採択除外地では小規模事業としての単独事業を継続し、農業後継者等へのレンタルハウスの整備も順次進めていく。

○ 適正作物の導入

従来の園芸振興策とあわせて、地域特性を活かした作物の導入を図る。米ナスをはじめ有望品目について産地力の強化を図るとともに、県内有数の産地であった栗の産地再生を図る。また、就農者の多くを占める高齢者の生産意欲や所得向上と合わせて、体力に合った作物の導入にも取り組む。

○ 価格安定

園芸作物の価格安定に取り組み、農産物の生産強化と所得の安定に努める。

○ 流通体制の整備

従来の農業協同組合を中心とした流通体制と併せて、ブランド米等のこだわりのある作物については、直接販売など独自の体制を展開していく。「四万十川」というネームバリューをフルに活用しながら、生産者の顔が見える、消費者の安全を確保する体制を進め、四万十ブランドを確立していく。

○ 集落営農方式の推進

就農者の高齢化によって耕作放棄地が増えつつあるため、集落での話し合いを進め集落営農組織の育成と支援を進める。集落ぐるみで農業機械の共同利用や農作業の共同化などの事業を展開していく。

○ 複合経営拠点施設の機能充実

地域全体の農業を支える仕組みとして複合経営拠点施設（西土佐農業公社）において、新規就農者の育成、新規作物等試作支援、育苗事業等の取り組みを進める。

○ 農業後継者の確保

一次産業従事者の高齢化が特に著しく、担い手は不足している一方、「いなか暮らし」や「スローライフ」への関心の高まりなどから、本市への移住希望者が増加しているとともに、魅力とやりがいのある職業として農林水産業への関心も高まる中、参入意欲のある若者も増えつつある。

農業公社や地域で活躍する篤農家と連携しながら新規作物の研究、開発や販路拡大、幅広い分野で活躍できる人材育成を行うとともに、就農希望者が就農しやすい環境を整備するなど、農業後継者育成確保基金等を活用し、若者を中心とする後継者の確保を図る。

○ 地産地消・地産外商の推進

道の駅「よって西土佐」を地産地消・地産外商の拠点として位置づけ、生産者と消費者を繋ぐ中継地として、学校給食や宿泊関係施設、地元飲食店にも食材を提供するなど地産地消に取り組む。また、地域内の農産物の集出荷システムを構築するとともに、県内外への外商活動に取り組む。

都市圏等での商談会、物産展、フェア等への出店支援や県内外のバイヤーを招いた産地視察型の商談会等に参加するとともに、首都圏アンテナショップ等と連携し、都市部での外商活動を推進する。

○ 加工品開発

ゆず搾汁や栗などを加工し付加価値を高め、生産性と所得の向上を図る。また、道の駅を拠点として地元農産物を活用した加工品を開発していく。

○ 環境保全型農業の推進

環境に配慮したエコ栽培等により、安心安全な農産物の生産と消費者に信頼される産地作りに取り組む。

○ 新規就農者の育成

農業公社での研修機会の確保と支援、新規就業時の農地確保や初期投資への支援、就業後のフォローアップなど、ステージに応じたきめ細かい就業支援を行い、一次産業の新たな担い手、人材の確保・育成を推進する。

○ 既存農業用水利施設の維持・更新

これまで営農のため使用してきた農業用水利施設は、整備後一定年数経過し老朽化等による機能低下が発生している。今後においては、施設の予防保全対策や適時適切な維持更新のストックマネジメントを徹底し、安定した営農活動環境の確保に向けた取り組みを行う。

②林業

競争力の強化や供給力の確保は県産材の販売を進めるうえで喫緊の課題となっているが、森林所有の細分化や投資意欲の減退、林業労働力の高齢化等、林業を取り巻く諸条件は厳しさを増しており、成熟した森林資源を積極的に利用するための効率的な施業の推進が緊急に求められている。

このため、林業生産の適地において路網整備等の基盤整備を進め、将来にわたって安定的に木材を供給できる一団の森林（森の工場等）や森林施業の共同化による効率的な作業を進め、意欲ある事業体による効率的かつ計画的な森林経営を促進し、安定した雇用の下、過疎地域の活性化を図る。

また、森林環境譲与税を活用し、経営管理が行われていない未整備林を調査し、その結果に応じた施業を行ない、森林管理の適正化を図る。

○ 作業システムについて

集約化推進区域の中で、利用間伐を主とする区域（成熟した人工林がまとまって賦存しており、利用間伐を中心とした施業を集約的に実施することができる区域）においては、資源の効率的利用や長伐期化に対応した繰り返しの間伐など、きめ細やかな施業を実施するため地形や地質、林内路網配置、幅員等を総合的に勘案し、傾斜等に応じて路網整備・作業システムの構築を目指すこととする。

○ 有害鳥獣対策

イノシシ・シカ・サル等による農林産物への被害はより深刻化しており、有効な被害防止・捕獲対策の手段を検討していく。併せて捕獲された有害獣を利用しての商品化等、有効活用についても継続して取り組む。

○ 人材育成

森林環境譲与税を活用し、若者の就業促進のための研修や技術習得に対する助成等を行う。

○ 県産材の利用促進

林業振興のため県産材を使用した公共施設等の建築を行う。特に市産材を用いた住宅建築について、その購入費を補助し、県産材の需要喚起を図る。

③畜産業

安定的な肉用牛の供給体制構築のため、新たな肥育農家の育成をすすめるとともに、牧場の規模拡大を検討していく。また、観光業等との連携を図ることで新たな商品価値を生み出すとともに、インターネットを活用した「四万十牛」の情報発信や販路開拓を進めていく。

④企業誘致

本区域において雇用や人材誘致の視点から、情報サービス関連等の企業誘致を推進していく。そのため必要となるインフラ等の整備を検討していく。

⑤商業

地元消費者のニーズに対応できる商業の再構築とあわせて、第一次産業や製造、観光産業等との連携を図っていく。また、消費活動を促進するイベントの活用も図っていく。

○ 地元商品の消費活動の推進

地元の商品を地元で消費するために、地域全体で地元商品に対する消費活動活性化を図る。また農産物の6次産業化など、商と農との連携を図り、特産品の商品化とあわせて県外客への売り込みやイベント等を通じて外商活動を更に進めていく。

○ 地域通貨の活用

西土佐商工会が中心となって発行している西土佐地域流通商品券「ウエス土佐」の流通額の増加に努め、地域内消費の拡大を図る。

○ 江川崎周辺の活性化

商業、観光施設の集中する江川崎周辺の施設間連携を図り、集客力の強化を図るとともに雇用の拡大を目指す。

○ 道の駅「よって西土佐」を拠点とした特産品開発と地産地消・地産外商

道の駅を拠点として特産品の開発及び地産地消・地産外商を進めていく。そのために特産品開発の体制づくり、営業部門の人材育成と市場のデータ収集、加工業者や消費者への情報発信等を行う。具体的には観光関連施設や学校等への食材の提供、本区域で採れる農産物等（栗、柚子、イチゴ、鮎、ウナギ、ツガニ等）を地元生産者や加工業者と連携して付加価値を付けた加工品を開発。商品の情報発信や店舗での直接販売、地域内の商店や観光施設での販売も同時に進めていくとともに、ECサイトを活用し外部への販路拡大も行い、積極的に西土佐地域の特産品を売り出し、交流人口増加や外貨獲得を目指す。

⑥工業

地域資源を活用した製造業の育成に努める。

○ 林産資源を活かした製材・加工業の振興

地域産材の特色を活かした製材業と加工業の推進に努める。

○ アロエの振興

農業振興および雇用の場確保の観点からも、アロエ製品の加工製造を今後も維持する。

○ 加工品製造の工業化

農林水産物の製品開発と加工品製造の工業化を推進していく。

⑦観光

四万十川、スターウォッティング、山岳登山等の地域観光資源に、地域食材の魅力を体感できる取り組みを進めることで交流人口の増加を図り、滞在型観光から定住へとつなげる。

○ 交流、滞在人口の拡大

一般社団法人西土佐環境・文化センター四万十楽舎による里小屋オーナー制度、四万十市（四万十川）のファンづくり、秋冬観光のプログラムづくり（体験型のインストラクター・観光ガイドの育成等）を通して、都市と農山村の体験型交流事業につなげる。また、交流、滞在人口の拡大に必要な民宿や旅館等の宿泊業の整備を推進する。さらに、地域総合学習や社会科の学習教材として四万十川の資源や農林業を活用した体験型プログラムを開発し、小・中・高等学校の修学旅行の誘致を目指していく。

○ 郷土料理とお土産品の商品化

旬の食材を活かした郷土料理や地域食材を活用したお土産品の商品化、定番化を進める。

○ 観光施設等の運営及び連携

道の駅、カヌー館、ホテル星羅四万十、四万十ひろば、天体観測施設等の適切な管理運営を行うとともに、各事業所間や民間事業所との連携により、地域に新たな観光資源を創出する。

○ 道の駅「よって西土佐」の機能強化

年間 20 万人以上が訪れる地域の観光・商工の拠点施設である道の駅「よって西土佐」の施設機能の充実、独自商品の開発、人材育成を推進することで、より魅力ある道の駅への成長を促し、県内外の幅広い地域からの交流人口増加を図る。

○ 体験型観光の推進

県地域アクションプラン「幡多広域における滞在型・体験型観光の推進」と連携し、四万十ひろばオートキャンプ場等体験型の観光施設の機能を有効に活用しながら体験型、滞在型の観光を推進する。また併せて地元食材の消費促進と絡め、しまんとリバーベキュープロジェクトを推進し、地元の農林水産物等を活かした「食」を磨き上げ、観光分野と連携して発信していくことで、市内外からの誘客を促進する。

⑧水産

四万十川を背景に、本市の水産物は高いブランド力を持っているが、内水面における水産資源の減少や漁獲量の不安定さから生じる産地としての力、ブランド力の低下が危惧されている。

内水面漁業振興のために、流城市町や漁業協同組合と連携を図るとともに、環境保全のためにも乱獲防止や生態系保全のための施策を進めていく。

○ 水産と観光の連携

アユやエビ、ツガニ、ナマズ等の四万十川の資源を有効に活用し、季節に合った食材として提供することで、観光産業との連携を図っていく。また、県のアユ王国高知振興ビジョンと連携した取り組みを行うことで、アユを観光資源として有効に活用する。

内水面漁業振興のために、流城市町と連携を図るとともに、環境保全のためにも乱獲防止や生態系保全のための施策を進めていく。

○ 河川環境の改善

河川管理者および流域の関係機関と連携し、環境変化についての状況を把握・分析し、有効な保全方法を検討、実施することにより、河川環境の再生を図る。

⑨特産品開発と地産外商

近年、地産地消に加え地産外商への取り組みが必須となっており、商品を効率的、効果的に販売していくため、道の駅「よって西土佐」の地域商社機能を活用した販売を進めていく。また、地元加工業者へHACCP認証の推進を図り、商品の付加価値を上げる取り組みを進めていく。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
		アロエ製品加工施設設備	四万十市	
		農道退避所設置工事(半家)	四万十市	
		総合営農指導拠点施設地盤沈下対策事業	四万十市	
	農業	みどりの環境整備支援事業(旧緊急間伐総合支援事業)(作業道間伐)	四万十市	
		作業道路開設	森林組合及び 林業事業体	
		公有林造成事業	四万十市	
		森林整備地域活動支援交付金事業	四万十市	

	(3) 経営近代化施設		
	農業	園芸用ハウス整備事業 栗産地再生事業	農業協同組合 四万十市
(9)	観光又はレクリエーション	ホテル星羅四万十施設・設備工事	四万十市
(10)	過疎地域持続的発展 特別事業		
	第1次産業	<p>新規就農研修支援事業</p> <p>過疎化が進行する本区域では農業の後継者不足対策が急務である。新規就農者に栽培技術の取得と経営感覚を身につけさせるため、公益財団法人四万十市農業公社での実践的研修に関わる経費について支援することにより、過疎地における農業後継者づくりを推進し、将来にわたり安心安全な生活が存続できる地域の基盤づくりを推進する。</p>	四万十市
		<p>栗産地再生事業</p> <p>栗栽培で暮らせる仕組みの確立に向け、栽培技術の普及や生産者への補助制度の充実、また水田等平場での省力化栽培を推進する。更には市場単価向上に向け、栗のプランディングを行い、生産から加工販売までの様々な取り組みを包括的に支援することで、良質な栗の産地再生を図る。</p>	四万十市
		<p>総合営農指導拠点施設運営事業</p> <p>農業振興の推進と併せて農業を中心とした地域づくりを進めるため、中核的担い手農家の育成、農作業の受託及び委託の推進、新規就農者の研修事業の実施、農業構造改善の推進、新規農産物の開発等を行い地域経済の向上を図る。また、施設敷地内の地盤沈下による影響が懸念されており、施設の機能維持のため、地盤調査及び対策工を行う。</p>	四万十市
		<p>集落営農体制整備事業</p> <p>中山間地域において農業所得の確保、生産性向上に取り組む集落営農組織に対して補助金を交付し、地域農業の維持、再生を図る。</p>	四万十市

		有害鳥獣緊急対策事業 過疎化による耕作放棄地の増加により、シカやイノシシ等の有害鳥獣が個体数を増やして農林産物に深刻な被害をもたらしている。農作物を保護するための防護柵の設置支援と有害鳥獣の捕獲に対する報償を行い、耕作放棄地の拡大防止や山林資源の保護など、過疎地域の主要産業である農林業を保護し、生活の基盤の確保を推進する。	四万十市	
		農業担い手確保対策事業 中山間地域の農業担い手確保のために、農業研修希望者や就農希望者が利用できる住宅環境確保のための支援を行う。	四万十市	
		道の駅「よって西土佐」管理運営 道の駅を拠点として都市住民との交流、農林水産業の振興及び情報発信等を行うことで地域活性化を図る。	四万十市	
		カヌー館管理運営 地域の観光拠点施設として、カヌー館やオートキャンプ場、ログハウス等を運営するとともに、様々なアクティビティを通じて体験型、滞在型観光を推進する。	四万十市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備 考
西土佐地域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日 ～令和12年3月31日	

※本区域における産業振興については、状況に応じて、周辺市町村及び高知県と連携して取り組む。

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業

上記 (2) (3) のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

「産業の振興」区分における公共施設等の整備及び維持管理は「四万十市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針と整合性を図りながら、適切に行っていくものとする。

4 地域における情報化

《方針》

本区域の産業振興や住民の生活環境の利便性、災害時の情報伝達、物流の確保、医療及び教育の充実等を図るため、情報通信技術の活用を進める。進化する最先端の情報技術の導入やデジタル化に対応できる人材確保を図っていく。

(1) 現況と問題点

①情報化

本区域では平成 21 年度に光ケーブルによる情報基盤が整備されたことによって地上デジタル放送への対応、高速インターネット環境が整い、IP 告知端末による防災・災害情報の発信、医療・福祉、産業・観光などにおける情報ネットワークが活用できる環境が整った。このことにより都市部との情報格差はある程度縮まったと言える。なお防災行政無線は令和 2 年度末をもって無線機能の停止を行い、IP 告知端末による情報発信に統一化した。携帯電話については概ね不感地帯の解消が図られているが、一部携帯電話を利用できない地域が存在する。

また、コロナ禍を経て ICT (情報処理・通信技術) が進歩し、都市部と変わらないオフィス機能を提供することも可能となっているなか、地方へサテライトオフィスを置く企業や生活の拠点を地方に移し、リモートワークを行う人も増えており、遊休施設等を活用したシェアオフィスの整備、事業所の誘致等への推進が求められる。

(2) その対策

①情報化

防災行政放送施設の維持管理等を積極的に進める。

○ 防災行政放送施設の維持管理

本区域で各家庭に設置している IP 告知端末や集落の屋外放送施設は、本区域の情報収集において必要不可欠である。そのため必要な維持管理を行っていく。

○ 災害時の情報伝達

スマートフォンや携帯電話へ災害発生の危険性の情報や避難所等の情報を発信し、住民の安心安全につなげていく

○ 行政手続のオンライン化や RPA の導入により、市民サービスの向上を図るとともに、行政事務の効率化に取り組む。

○ 先端技術の活用と人材確保

防災・災害、医療・福祉、産業・観光分野で先端技術の活用や情報化社会、デジタル化社会に対応できる人材の確保と育成を図っていく。

(3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化				

※事業名等については具体的な事業計画ができ次第、変更により適宜反映させる。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「地域における情報化」区分における公共施設等の整備及び維持管理は「四万十市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針と整合性を図りながら、適切に行っていくものとする。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

《方針》

国道・県道及び市道の整備

国道及び県道については、交流人口の拡大と地域生活の快適性や安全性の向上を目指した整備を促進するため事業主体及び関係機関と連携・強化を図る。また、市道については集落間を結ぶ路線の改良、危険箇所の解消、橋梁等道路構造物の長寿命化対策、交通安全等に配慮した整備を推進する。

農道、林道の整備

国道、県道及び市道と連携した整備を必要に応じて進める。

交通手段の確保

高齢化が進む本区域において、高齢者等の暮らしを支える鉄道やバスの公共交通を維持していく。

(1) 現況と問題点

①道路

地方創生と国土強靭化に資する本区域の交通網は、国道 441 号、381 号の 2 本の国道を軸に、県道、市道等が有機的に結ばれ一定のネットワークを構築している。しかしながら、国道 441 号は四万十市街地と本区域を結ぶ根幹となる路線であるが、未改良区間も多く残存するため早期整備が最大の課題となっている。また、県道 3 路線も改良率は低く、急カーブや狭い幅員のため大型車の相互通行が困難な箇所が多く残存するため、早期解消が求められている。

また、市道は国道や県道とのネットワークを形成し、交通体系をより効果的な路線となるが、整備の水準は低く、未改良や未舗装の路線も存在する。さらには橋梁などの老朽化対策が急務となっており、既存施設の有効活用と延命化のための維持管理の重要性も問われている。

②交通手段の確保

○ 鉄道

本区域の鉄道では、四万十町（旧窪川町）と宇和島市を結ぶ JR 予土線が国道 381 号と並行している。高知県と愛媛県の沿線市町及び関係団体で広域組織（予土線利用促進対策協議会）を組織し、当該路線の利用促進ならびに存続に向けた取組みを行っている。しかし沿線自治体の人口減少を背景に利用者が減少しており、収益性の悪化により運行本数の減便につながっている。減便により通院者、学生等の日常利用と観光客の予土線利用の利便性が低下することが見込まれ、今後その影響が懸念される。

○ バス

本区域において、中心部の江川崎から中村方面を結ぶ口屋内線と奥屋内方面への黒尊線が定時定路線のバスとして運行し、岩間から下流と黒尊川流域を除く地域では、平成 23 年 3 月から電話予約により区域運行を行うデマンドバスが運行している。デマンドバスの運行開始により運行区域内は自宅近くまでバスの乗り入れが可能となったことや 100 円刻みの運賃導入など、バス利用の利便性を向上させる取り組みを行ってきた。

本市のバス運行に関する課題としては、人口減少を背景に利用者の減少とそれに伴う公共交通を維持するための財政負担の増加が懸念されている。また本区域を運行する路線バスの車両とデマンドバスの車両が導入後 10 年以上経過していることから車両の更新を行う。

(2) その対策

①道路

国、県道の早期改良、市道網の整備促進とともに、既存施設の維持管理に努める。

○ 国道の改良

国道441号については、早期整備実現に向けて強く働きかけていく。

○ 県道の改良

県道西土佐松野線をはじめとする県道の改良を強力に要請していく。

○ 市道等の改良

集落間を結ぶ路線の早期改良を進め、防災など緊急を要する箇所の整備、危険箇所を優先して改良・舗装を行っていく。あわせて、橋梁の点検及び修繕、老朽化した舗装の打ち替え等、既存施設の延命化を図っていく。

②交通手段の確保

利便性向上を目標に、関係団体との連携強化に努める。

○ 鉄道

JR予土線については、地域の欠かせない公共交通機関としての認識のもと、予土線利用促進対策協議会を中心に鉄道利用をPRする為の情報発信やイベント等を開催し利用促進に取り組んでいる他、令和2年10月にJR予土線沿線の地域住民有志で設立された「予土線圏域の明日を考える会」等民間団体をはじめ、JR四国との連携・協力も視野に官民共同で予土線の利用促進・維持を図っていく。

○ バス、デマンドバス

本区域では人口減少は進むものの、人口の高齢化に伴い、バス等の利用者の多くを占める高齢者数は今後しばらく上昇していくことが見込まれており、公共交通に対するニーズは高まる可能性がある。そのため高齢者等が本区域で暮らしていくために必要不可欠な公共交通を維持していくため、持続可能な運航形態や利用促進策を検討していく。

デマンドバス車両の更新は、車両の維持管理コストや利用者の状況を踏まえたうえで、西土佐地域の山々を走ることを考慮し、利便性を損なうことないよう利用者の自宅先まで行くことができ、乗車しやすいコンパクトな車両の更新を検討していく。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
		道路	市道掃地山藤ノ川線改良工事 (L=800m)	四万十市
			市道市野々線道路改良工事 (L=400m)	四万十市
			市道用井昭和線道路改良工事 (L=350m)	四万十市
			市道権谷ムクロヲジ線道路改良工事 (L=400m)	四万十市
			市道掃地山藤ノ川線舗装補修工事(L=2500m)	四万十市
			市道江川崎奈路線側溝整備工事	四万十市
			市道津野川大宮線橋撤去工事	四万十市

		市道中半線他道路改良工事 (L=3000m)	四十市	
		市道口屋内宇和島線道路改良工事	四十市	
		市道滝ノ奥線道路改良工事	四十市	
		市道方ノ川下家地線道路改良工事	四十市	
	橋りょう	市道白岩用井線(西土佐大橋)改良工事	四十市	
		市道用井昭和線(川田城橋)修繕工事	四十市	
	橋りょう	市道口屋内宇和島線(若葉橋)修繕工事	四十市	
		市道白岩用井線(西土佐大橋)修繕工事	四十市	
		市道市野々線(市野々橋)修繕工事	四十市	
		市道西谷線(黒尊橋2)修繕工事	四十市	
		市道江川崎吉野生線(平野橋)修繕工事	四十市	
		市道江川崎吉野生線(庭田口橋)修繕工事	四十市	
		市道半家長生線(長生沈下橋)修繕工事	四十市	
		市道車木線(野中橋)修繕工事	四十市	
		市道白岩用井線(白岩橋)修繕工事	四十市	
		市道小崎線(小崎沈下橋)修繕工事	四十市	
		市道津野川大宮線(小津賀橋)修繕工事	四十市	
		市道中半本村線(中半川橋)修繕工事	四十市	
		市道口屋内宇和島線(小成川橋)修繕工事	四十市	
		市道玖木山線(双子松橋)修繕工事	四十市	
		市道玖木山線(黒沢橋)修繕工事	四十市	
		市道払川線(五社橋)修繕工事	四十市	
		市道口屋内宇和島線(女郎口橋1)修繕工事	四十市	
		市道口屋内宇和島線(奥屋内橋)修繕工事	四十市	
		市道西谷線(大ヶ野橋)修繕工事	四十市	
(9)	過疎地域持続的発展 特別事業 公共交通	JR予土線利用促進対策事業 本区域において鉄道は通院通学や観光の面からも重要な公共交通機関である。沿線自治体の人口減少等により利用者は減少傾向にある。予土線の存続に向けて予土線利用促進対策協議会が主体となり、他団体とも連携しながら予土線の利用促進の施策に取り組む。 過疎バス等の運行 高齢化が進む本区域では、車を持たない高齢者等の移動手段としてバス運行は必要不可欠な公共交通である。本区域において高齢者等の日常的な移動手段としてバスを運行する。	予土線利用促進対策協議会 四十市	

交通施設維持	橋梁点検 今後老朽化する道路橋について、道路法で定められる5年に1度の定期点検結果をもとに橋梁長寿命化修繕計画を策定することにより、長寿命化並びに橋梁の修繕・補修に係る 費用の縮減を図りつつ、保全・メンテナンスの意識を浸透させながら地域の道路網の 安全性・信頼性を確保する。	四十市	
	トンネル定期点検 老朽化する道路トンネルについて、道路法で定められる5年に1度の定期点検結果をもとに維持管理計画を策定することにより、予防保全型の維持管理への転換を図るとともにトンネルの長寿命化並びに修繕に係る費用の縮減を図りつつ、効率的かつ効果的な維持管理により、道路施設の安全性・信頼性を確保する。	四十市	
	道路維持管理手数料(一般補修、特別補修、部落補修) 市民と行政が協働して、四十市道の維持補修活動を行うことで、市道愛護の思想を普及するとともに市道の安全性の確保を図ることと併せ、地域コミュニティの向上を図る。	四十市	
	西土佐地域市道等維持管理業務 四十市産業建設課が所管し管理する道路等(橋梁、トンネル、法定外公共物)において定期的な維持管理や必要に応じた緊急処置等を行うことで安全、安心及び快適な施設として維持管理する。	四十市	
	(10) その他 国道 441 号整備促進(残土処理場整備)	四十市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「交通施設の整備、交通手段の確保」区分における公共施設等の整備及び維持管理は「四十市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針と整合性を図りながら、適切に行っていくものとする。

6 生活環境の整備

《方針》

生活環境の整備

災害に強く安全・安心で住民が心豊かに過ごせ、若者が夢を持って住み続けることが出来る、自然に優しい住環境を整備する。

施設の整備

快適な生活を営める住宅の管理と安定した水の供給が出来る水道施設を整備する。また、本区域での下水道整備が困難であるため、生活排水を浄化し四万十川水質保全のためにも、合併処理浄化槽設置整備を推進する。

防災力の向上

近年全国的に頻発化、激甚化している大雨災害や、近い将来の発生が想定されている南海トラフ地震による被害の軽減を目的に、自主防災組織の強化や避難所の環境改善を進めるとともに地域防災力の向上を図る。

(1) 現況と問題点

①水道施設

昭和 35 年から整備に取り組み、平成 15 年度より施設統合を図りながら 23 施設を整備した結果、令和 6 年度末での普及率は 98.2% となつたが、現在、既存施設の老朽化にあわせた対策時期を迎えている。

古い施設は、安定した水の提供ができない施設もあり、今後は老朽化した施設の改修が大きな課題となつてゐる。

②廃棄物処理施設

○ し尿

西土佐地域で発生するし尿は、クリーンセンター西土佐で処理を行つており、当該施設の処理能力は 9Kt/日で、処理方式は、高負荷脱窒素処理方式を採用している。

地域住民の生活環境保全を担う施設として平成 15 年 4 月以降稼働を続けているが、主要機器及び建屋等の経年劣化が顕著となつたため、令和 2 年度に基幹的設備改良工事を実施。これにより施設の延命化はもとより電力、燃料、薬品使用料の削減とそれに伴う温室効果ガスの排出抑制につながつた。

こうしたことから当該施設における処理の効率化、省力化が図られたところであるが、安全かつ衛生的な処理を継続するうえでは、機器等の定期的な整備、修繕等の実施とそれに伴うコスト負担といった継続的な課題がある。

○ 合併処理浄化槽

家庭排水浄化のために、本区域の立地条件では下水道等工事は経済的に実施困難であるので、今後も合併処理浄化槽設置への補助を行つていく。しかし、浄化槽の設置は新築や改築の場合が多く、本区域全体への普及が課題である。

○ ごみ処理

一般廃棄物（可燃ごみ及び資源物等）の排出抑制や分別の徹底及び適正処理を図つておる、家庭系ごみは業者委託により収集運搬を行い、広域処理施設である幡多クリーンセンターに搬入し溶融処理している。

人口減少・高齢化の進展が著しい西土佐地域においては、高齢者にとって重いごみを集積所まで運べなくなることや居住地の分散化による廃棄物の収集運搬効率の低下などが懸念される。また、地区に点在する不要となつた簡易焼却炉の解体処分が大きな課題として残る。

③消防施設等

幡多中央消防組合が四万十消防署西土佐分署を設置し、消防・救急業務を行っている。非常備消防は5分団を組織。その他、女性防火クラブ1隊、少年消防クラブ1隊(西土佐小学校4、5、6年生)が組織されている。

消防施設については、ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、軽四輪運搬車、小型動力ポンプ等を有し、各所に防火水槽及び消防用管理道等を設置しているが、本区域の地理的条件には満足するものとはいゝ難く、また、水利施設も不十分である。今後も火災等に対して迅速かつ的確に対応できる消防施設の充実、強化及び住民の火災予防意識の向上に努め、火災や事故等の防止を図ることが重要である。

④防災対策

台風による耕地や家屋の被害は毎年のように発生しており、住民の生命と財産を守るための安全な環境づくりを求められるが、自然相手の対応は非常に困難である。森林や農地の保水などの治水能力に着眼した施策を検討する必要がある。他方、観光客による水難事故対策が課題として生じている。今後発生するといわれている南海トラフ地震対策についても、住宅や公営施設の耐震化、避難所や防災拠点の整備など、被害の軽減に取り組む必要があるが対策がまだ十分ではない。

⑤市営住宅

本区域には令和7年度当初で市が管理している住宅は103戸あり、四万十市の市営住宅(公営住宅法によるもの)は、単身者の入居を原則認めず、世帯用の住宅として供されている。本区域では民間事業者による住宅が少なく、若者の自立やUIターン希望者、また住宅困窮者にとって市の住宅施策は定住人口確保の点においても必要である。しかし、入居希望者が単身者である為に入居させられない状況や利便性が高い本区域の中心部でのニーズが高くなる等、需要に応じた住宅の供給が出来ていない状況となっている。また、建築年数が経過した住宅が数多く住宅の維持管理の経費等、課題が多い。

(2) その対策

①水道施設

老朽化した施設の改修として、大宮統合簡易水道事業を平成21年度から実施し平成29年度末で、5施設(簡易水道3、飲料水供給施設2)を統合した。

施設の適正な維持管理を行い安全で清浄な水を供給するとともに、生活環境改善のため水道施設の全戸普及を目指すとともに老朽化した施設の統合等の改良を計画的に行う。

また、令和8年度に江川崎地区において施設の老朽化や耐震性能、事故の際の影響が大きい基幹施設の浄水場、配水池の更新と併せ、老朽化した基幹配水管(40年経過)を更新する。

②廃棄物処理施設

○ し尿

クリーンセンター西土佐におけるし尿及び浄化槽汚泥処理を今後も継続するため、施設の延命化と使用エネルギーの削減及び二酸化炭素排出削減対策を併せた基幹的設備改良事業を実施したところである。

クリーンセンター西土佐の設備機器等の適切な保守点検及び計画的な修繕の実施により、施設の適正な管理運営を継続し、環境保全に配慮する。

○ 合併処理浄化槽

家庭からの排水の浄化のためにも、合併処理浄化槽の普及を図っていく。

○ ゴミ

ゴミの減量化と資源再利用のため分別の徹底や不法投棄防止の啓発活動を展開し、環境にやさしい社会

への取り組みを推進する。また、一斉清掃等や子ども会、青少年育成活動における学習等の啓発もあわせて行う。収集運搬においては、集積所の見直し、高齢者世帯など集積所まで行けない世帯を対象とした個別収集など人口減少・高齢化に対応した仕組みづくりを行い、簡易焼却炉については、当該地区との調整のもと環境汚染等に配慮した適正な処理を進めなければならない。

③消防施設等

消防施設、防災体制、消防力の強化を図るとともに、住民の防災意識の高揚に努め、住民生活の安全を確保する。

- 組織強化

消防職員、消防団員の教育や訓練を充実していくとともに、消防団の組織強化を図る。

- 消防施設等の整備

老朽化した消防施設及び消防用管理道の整備と修繕を行う。また、防火水槽の整備を図る。

- 防火意識の高揚

各種の機会を通じて火災予防についての啓蒙を行い、火災発生の防止に取り組んでいく。

- 緊急自動車の整備

緊急自動車の購入及びその資機材等の整備を行い、急病や災害時等における効果的な、救急救命措置と救助活動等に取り組んでいく。

④防災対策

台風や地震などの災害に備え、迅速に対応できる防災組織の強化に努める。また、住宅や公共施設の耐震化、避難所の整備を行い被害の軽減を図る。

- 自主防災組織の強化

本区域で100%となった自主防災組織の強化のため、防災訓練や必需品の整備を行う。

- 耐震化

住宅や施設などの耐震化を図る。

- 避難場所の整備

防災マップ等により避難場所を明示する。併せて、災害用物資の備蓄等を行うとともに避難所運営マニュアルの作成及び更新を進める。

- 災害等の防止

地域の状態に応じた崖崩れ防止対策を実施する。また、四万十川水難事故防止のための広報、巡回及び救命、安全指導を強化する。

- 防災情報の整備

電気通信施設を利用した防災情報を提供し、住民の安心安全面に配慮した対応を図る。

- ヘリポートの整備

災害時や急病等の緊急時に備え、ヘリポートの整備を進める。

⑤市営住宅

入居者が安心、安全、快適な生活を送れるよう老朽化した施設の修繕、耐震化を行なうとともに、老朽化が著しく改修等が困難な住宅については、住宅の移転を進めていく。また、公営住宅法による住宅は原則、単身者の入居を認めておらず、世帯用の住宅として供されている現状があるため、県、国に目的外使用が許されないか、条件の緩和を図ることができないか働きかけを行う。

- 市営住宅の修繕等

住宅の修繕、耐震化に取り組む。また老朽化が著しく改修等が困難な住宅については、住宅の移転を進め

ていく。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	簡易水道	江川崎水道施設整備事業(基幹改良) 下方水道施設整備事業(増補改良) 用井水道施設整備事業(増補改良) 用井水道施設整備事業(基幹改良) 岩間水道施設整備事業(区域拡張) 奥屋内下 水道施設整備事業(区域拡張) 用井水道施設他電気計装設備工事(全20施設) 権谷水道施設他フェンス整備工事(権谷、口屋内)	四万十市 四万十市 四万十市 四万十市 四万十市 四万十市 四万十市 四万十市	
	(2) 下水処理施設地域し 尿処理施設	クリーンセンター西土佐機器等整備・改修	四万十市	
	(5) 消防施設	小型動力ポンプ付積載車購入事業(津野川) 防火水槽整備事業 消防用管理道整備 救急車用半自動除細動器購入事業 救急車用自動心臓マッサージ器購入事業 デジタル無線用携帯無線機購入事業 署活系携帯無線機購入事業	四万十市 四万十市 四万十市 四万十消防署 西土佐分署 四万十消防署 西土佐分署 四万十消防署 西土佐分署 四万十消防署 西土佐分署	
	(6) 公営住宅	公営住宅屋上防水工事	四万十市	
	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	環境	一般廃棄物収集運搬事業 本区域で発生する一般廃棄物を適正に処理するため、 市が業務委託を行い一般廃棄物の収集運搬にあたり、 併せてごみの分別化、再資源化の徹底等の啓発活動 に取り組み、地域住民の生活環境の保全、向上に寄与 する。	四万十市	

		し尿処理施設維持管理事業 本区域のし尿処理施設であるクリーンセンター西土佐の設備機器等の適切な保守点検及び計画的な修繕の実施により、施設の適正な管理運営を継続し、環境保全に配慮する。	四万十市	
		合併処理浄化槽設置事業 合併処理浄化槽の設置を促進するため、設置者に対して設置費用の補助を行い、清流保全等の自然環境の改善を図る。	市民	
	防災・防犯	市営住宅耐震診断 本区域にある市営住宅の安全確保のため耐震診断を実施し耐震化を図る	四万十市	
(8) その他		ヘリポート整備	四万十市	
		避難所整備(備蓄、備品等)	四万十市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「生活環境の整備」区分における公共施設等の整備及び維持管理は「四万十市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針と整合性を図りながら、適切に行っていくものとする。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

《方針》

少子高齢化が進行する本区域において、子育て環境の充実や高齢者等の保健・福祉の充実を図り、本区域で誰もが住み慣れた地域で安心して健康に暮らせるよう下記の取り組みを進める。

- ① 安心して子どもを生み育てることが出来る子育て環境の充実
- ② 保健・医療・福祉・介護が連携した健康づくりの推進
- ③ 高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域づくりの推進
- ④ 障害者がその人らしく主体的に豊かな生活が送れる地域づくりの推進
- ⑤ すべての人がともに支えあう地域づくりの推進

(1) 現況と問題点

①児童福祉

近年、少子化や核家族化の進行等により、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。その結果、世代を通じて子育てを学ぶ機会が少なくなり、地域社会における近隣とのつながりも希薄になりつつある。また、子育てと就労（共働き）をしている保護者も多く、保育事情も多様化しているほか、ひとり親家庭の割合も増加傾向にあり、犯罪や虐待による子どもの被害も社会問題化している。

本区域の保育所は、全体的な人口減のため、園児も減少の傾向にある。若者世帯を中心に、定住化を促進する観点からも対象児年齢を、四万十市の公立保育所では初めて0歳児からの受け入れを実施している。しかし、若者世帯の減少もあり、出生数は減少の傾向にある。そのため、園児数が激減しており、一定規模の「集団」の中で年齢にふさわしい経験を通じて、生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、子ども達のバランスの取れた発達を養っていく取り組みが必要である。

また、土砂災害危険区域に位置する川崎保育所を平成31年2月末に用井地区に移転改築した。本村保育所においては、児童数の減少により平成30年度末をもって休園となり、令和2年度に閉園した。

②保健活動

近年、急速な高齢化に加え、ライフスタイルや社会状況の変化により、疾病構造が変化し、がん、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病や、こころの健康問題を抱える人の割合が増加している。

本区域では昭和60年を節目に「自分たちの健康は自分たち（地域）で守る」をスローガンに住民主体の健康づくり運動が始まった。住民自らが健康への意識を高め、主体的に健康管理ができるよう、行政は保健センターを拠点として、健康づくりに関する各種講座や健康相談、生活改善指導などを積極的に支援してきた。また、普及啓発活動に加えて、生活習慣病が深く関与するがん、心疾患、脳血管疾患等の早期発見・早期治療を目的に、健康診査や各種がん検診も実施している。

地域では健康福祉委員会を中心に地区学習会や健康のつどい、生きがいづくり活動等、住民主体の保健・福祉活動が根付いている。一方で長年活動に取り組んできた委員の高齢化と担い手不足により、活動を維持することが困難な地域が増えている。

さらに、拠点である保健センターの老朽化が進み、適切な保健活動を継続していくためには建物の維持管理が必要となっている。

③介護保険

本区域の高齢化率は、平成2年21.7%、平成7年28.0%、平成12年33.8%、平成17年37.2%、平成22年40.2%、平成27年44.3%、令和2年48.3%、令和5年50.0%と、年々高くなっている。

居宅サービスの利用状況としては、デイサービス、訪問介護の利用希望者が多いが、サービス提供事業者

が限られており、希望どおりの利用ができないことも発生している。施設サービスは概ね充実しているが、一定数の待機者は見られる。

また、本区域は愛媛県との繋がりが強く、愛媛県の施設サービスを利用することも多くみられる。

④高齢者福祉施設

本区域の高齢化率は令和5年度末を境に 50.0%を超える、本格的な超高齢社会を迎える。デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、ケアハウス、グループホーム、総合福祉センター等、高齢者の福祉に関する施設が整備され、西土佐福祉会、社会福祉協議会を核とした総合的な福祉が、官・民の連携の下に取り組める基礎は確立されている。また、ライフケア光、紡ぎの家いちい等の民間施設もできている。

しかしながら、本区域のような過疎地域においては、他の入所施設の整備が十分ではないため、一定数の待機者はみられる。また、通所系のデイサービスについては、サービス提供事業者が限られており、希望どおりの利用が出来ないことも発生している。

⑤障害児者福祉

近年、社会情勢が変化を続けている中、障害のある人全般においても障害の重度化・高齢化傾向にある。それぞれの方の障害の内容や程度は様々であるが、社会生活の中で不便を強いられることから、住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりや、障害者に対する正しい理解の普及が求められている。障害者の自立を支援し、社会参加を促進していく施策を計画的に推進していくことが必要である。

また、自立支援法により、「施設から地域へ」という障害福祉施策の方向が鮮明に打ち出され、必要なとき必要なサービスが受けられるサービスの充実、住宅やグループホームなどの生活の場、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保、安心して暮らせるための経済的支援など、地域をあげた包括的な自立支援を進めており、特定非営利活動法人ぴーすによる施設（グループホーム）が整備され、利用が可能となっている。

⑥高齢者福祉

単身または高齢者夫婦のみの世帯が増加し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増加しており、高齢者を取り巻く環境は複雑化、多様化し在宅介護における厳しさが増している。

高齢者に関することは、地域包括支援センターを中心として、民間等との連携を密にし、地域の要支援者・要介護者の把握や相談等を行っている。高齢化率は今後も高くなることが予測され、「高齢者が住みなれた地域で、誰もが安心して住み続けられるまちの実現」を目指して高齢者福祉の更なる拡充と介護者の負担軽減に向けた施策が必要であり、地域包括支援センターがその中核としての役割を果たしていくことが必要である。本区域には、あつたかふれあいセンターいちいの郷が、集いの場での介護予防の実施、独居、高齢者世帯等への個別訪問、見守り、また生活支援など地域福祉の拠点として様々な活動をしている。その他福祉に関する施設として総合福祉センターがあり、今後とも、住民・福祉活動団体・福祉施設関係者などが、お互いに力を合わせる関係づくりを行い、行政が同じ目標に向かい取り組んでいくことが重要である。

さらに、元気な高齢者がなるべく要介護状態にならないように、そして介護が必要な人もそれ以上悪化させないようにするため、介護予防事業（地域支援事業）の充実を図ることが必要である。

（2） その対策

①児童福祉

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、家庭教育の支援、相談・情報提供や保育・育児サービスの充実を図るなど、子育て家庭を支援する仕組みづくりの推進や、地域社会全体で少子化に取り組む。

ア 定住支援の面からも保育の充実に努める。

- イ 子どもの安全を守る環境づくりや、地域の子育て交流など、地域社会の連携を進める。
- ウ 妊産婦の健康管理や育児について相談に応じ、乳幼児の健やかな成長発達を目指すと共に、健全母性の育成などの母子相談活動を図る。
- エ 四十万市こども計画を推進し、子育ての支援に取り組む。
- オ 少子化の進行を見据え、集団保育による子どもの成長を促進するため、令和元年度より川崎保育所の1施設で保育を実施していく。
- カ 令和元年度より川崎保育所内に本区域の子育て支援の拠点となる施設（子育て支援センター）を設置し、乳幼児と保護者の交流を行うとともに、子育てについての相談や情報の提供を実施していく。

②保健活動

「自分たちの健康は自分たち（地域）で守る」という基本理念の下に、日常における健康づくり運動を展開する。病気にならないために、健康なときから健康を保持・増進していくことが大切であり、ライフステージ（年代層）ごとに取り組んでいく。

ア 住民主体の活動の推進

各地区の健康福祉委員会が中心となり、学習会や健康のつどい等の住民主体の保健福祉活動を継続していく。過疎化や担い手不足により、活動を継続することが難しい地区も増えていることから、地域の状況に応じて可能な範囲で活動を継続できるよう、体制の工夫や実施方法の見直しなど、行政としての支援を行う。

イ 住民のライフステージ（年代層）に沿った健康づくりの推進

住民一人ひとりが自らの生涯にわたる健康に关心を持ち、乳幼児期から高齢期までの特徴を踏まえた健康管理や疾病予防に取り組めるよう支援する。栄養指導や保健指導、健康教室等を通じ、年代に応じた学習機会や啓発を充実させる。

ウ 健診（検診）活動と事後指導

病気の予防や早期発見・早期治療のため、健康診査および各種がん検診の受診率向上を図る。あわせて、健診結果をもとにした事後指導の充実により、住民が生活習慣を見直し、改善に取り組めるよう支援する。

エ 建物の維持管理

施設の老朽化が進んでいるため、緊急性の高いものから改修を行い、適切な維持管理に努める。

③介護保険

「高齢者が住みなれた地域で、誰もが安心して住み続けられるまちの実現」を目指し、要支援・要介護者が希望する介護保険サービスを受けられるよう、保健分室、地域包括支援センター、西土佐診療所、西土佐福祉会等、関係機関の連携体制の維持、強化を図る。

④高齢者福祉施設

本区域の一角に保健・医療・福祉の関係施設が一体的に整備できており、超高齢社会に対処できる基盤が概ね整っている。また、本区域は愛媛県との繋がりが強く、愛媛県の施設サービスを利用することも多くみられており、更なる連携強化に努める。

⑤障害児者福祉

ア 気軽に相談できる相談支援体制の充実

一人ひとりの障害の状況や能力、それぞれのライフステージに応じた的確な相談支援がなされるよう、障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実など、本当に望ましい相談支援体制のあり方を検討し構築を図る。

イ 地域での生活を支えるためのサービスの充実

障害のある人個々の状態やニーズに対応し、かつ、自己選択・自己決定を最大限に尊重できるよう、適正なケアマネジメントがなされる体制づくりを強化するとともに、サービス提供事業者の質の向上、専門的な人材やボランティアなど、サービス提供を支える人材の育成・確保を行う。

ウ 地域で自立するための活動の場・働く場の確保

自立支援給付における就労移行支援や就労継続支援、地域生活支援事業における事業所の充実を図り、一人ひとりの能力や状況について把握し、適切に支援していくことのできる就労支援体制を構築するとともに、行政、地域での一般就労をいかに拡充していくか、市民・事業者・関係機関で検討していく。

エ ともに生きるための暮らしやすい環境づくり

バリアフリーやユニバーサルデザインの視点で施策を進めていくと同時に、ハード（まち、モノ）だけでなく、ソフト（情報、サービス、こころ）のバリアフリー化を推進し、啓発や教育、交流など多様な手段・機会を通じて、障害に対する理解を一層深め、支援と交流の輪を広げるように取り組む。

⑥高齢者福祉

「住みなれた地域で、誰もが安心して住み続けられるまちの実現」を目指し、高齢者や介護を必要とする人が生きがいを持っていきいきと自立した生活を送れるように、取り組みを行う。

ア 介護予防

高齢者の身体機能を維持向上させることで要介護状態になることを予防するとともに、高齢者の身体機能の低下を早期に把握し、個々の状態に応じた訪問、通所の事業の実施を図る。また、介護予防の考え方を広く周知するための普及啓発事業にも取り組む。

イ 介護者支援

要介護者を在宅で介護している家族の負担軽減を図るため、相談等を行い、必要な支援に繋げる。

ウ 高齢者の地域参加

高齢者が地域において生きがいを持って心豊かに元気な生活を営めるように、趣味や技術等を活かしていくことができるよう、関係機関や団体を活用し、地域福祉活動に参加していくことのできる体制や支援を図る。

エ 高齢者の見守り体制

過疎化が進む本区域では高齢者の増加とともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加している。日常生活の支援や安否確認を行うため、健康福祉推進事業、あったかふれあいセンターとの連携を図るとともに、災害時要援護者の台帳を整備・充実させ、見守り体制・支え合い体制を構築していく。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	要保護児童対策地域協議会、こども家庭センター ①児童虐待や子育て支援に関する各関係機関が虐待防止に関する共通認識を持ち、適切な支援が行えるよう、正しい情報の周知を行う。 ②福祉・保健・司法等が連携して児童虐待の防止に向けた取り組みを行うために、要保護児童等に関する支援方針について関係機関と情報共有する場を設ける。	四万十市	こども計画の評価指標と同じ内容

<p>(8) 過疎地域持続的発展 特別事業</p>	<p>あつたかふれあいセンター事業 地域の高齢者を中心として、支援が必要な障害者・子どもも含め、多くの利用者を受け入れ、多世代の交流の場や居場所づくり、また訪問、相談等により課題を把握し、見守りや緊急時のつなぎの役割などを行なっていく。</p>	<p>四万十市</p>	
	<p>健康福祉地域推進事業 高齢者等の健康づくりや介護予防、交流、見守り等を実施し、地域で楽しみながら安心して暮らせるための活動を推進する。</p>	<p>四万十市</p>	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」区分における公共施設等の整備及び維持管理は「四万十市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針と整合性を図りながら、適切に行っていくものとする。

8 医療の確保

《方針》

本区域において、保健・福祉・介護・医療行政は、地域住民の健康を守るために重要な施策の位置づけとなっており、西土佐診療所の役割は大きい。

西土佐診療所では、地域住民の多様な医療ニーズに対応した地域医療を充実させるため、西土佐診療所と四十万市立市民病院の効率的な協力体制や、高知県へき地医療再生機構、高知医療センター、高知大学医学部及び近隣医療機関との連携を継続する。

保健・福祉・介護・医療の連携においては、住民の健康状態を把握し、病気を早期発見し治療に繋げることができるように、地域の実情に応じた医療体制を目指す。

(1) 現況と問題点

「西土佐村保健対策基本構想」(昭和58年9月)に基づき、昭和59年に西土佐中央診療所に入院施設を持つ本区域の中核診療所として整備し、保健センターを併設して医療と保健を結びつけた。また、西土佐福祉会を中心とした、特別養護老人ホームやデイサービス施設、居宅介護支援事業所、訪問介護、グループホーム等の介護施設とケアハウス、総合福祉センターが隣接し、関係を密にすることにより、保健・福祉・介護・医療の総合的な取り組みを行っている。

わが国の疾病構造は高血圧、糖尿病といった「生活習慣病」が増加しており、加えて急速な高齢化がその傾向に拍車をかけている。「生活習慣病」にかかる患者をいかに未然に防ぐか、「健康増進」や「疾病予防」への取り組みが重要になってきている。

本区域の医療施設は、西土佐診療所、大宮出張診療所、口屋内出張診療所の国保直営診療所3施設であり、西土佐診療所は常設しているが、大宮出張診療所と口屋出張診療所は医師1名体制のため休診している。また、疾病が複雑化しているため、市民のニーズが多様化し、より質の高い医療を求める傾向が強くなっているため、専門医や医療設備等が整備されている総合病院を受診する患者が多くなっているため、市民の診療所利用が十分とはいえないのも現状である。

しかし、診療所は単に医療機関という施設にとどまらず、これまで健康づくりや疾病の予防、早期発見・早期治療のための各種検診業務の実施等、市の保健衛生行政の推進を担ってきており、診療所、保健センター、そして特別養護老人ホームや地域包括支援センター等の社会資源が、切れ目のないネットワークで繋がることで、市民一人ひとりの健康状態だけでなく、人間背景までも考慮した医療プランを考えることで、市民のQOL(生活の質)向上に繋がっている。

(2) その対策

①診療所運営

「病気にならない地域を築き、安心して医療・福祉を受けることができる社会を築く」ため、保健・福祉・介護・医療の連携を図ると共に、市民の自主性を大切にし、日常生活に根ざした医療行政を展開していく。

また、「市民が求める診療所運営」を基本理念に、医療・介護を連携・充実させるとともに診療所受診者の増加と徹底した経費削減に努める。

②医療体制の整備

○医療機器を計画的に更新し、医療体制の充実・維持を図る。

○包括的な地域医療の充実を図ることにより、予防活動は疾病の治療と同等に重視されるため、医師や医療従事者が地域住民への働きかけを行い、疾病の予防や健康の維持、増進のための活動を行う。

○診療所維持のための運営支援を行い、併せて抜本的な経営の見直し、改善対策を検討する。

- 在宅医療に対応するため、包括的医療サービスの供給体制を充実する。
- 医師確保については、重要な課題として取り組み、研修医の受け入れを行うなど今後も関係機関と連携を深めていく。
- 医師住宅の整備等雇用環境の充実に向けた取り組みを行うことで、医師の定着化に努める。
- 市民（患者）と医療従事者の「信頼関係」を深めるため、職場（域）間の連携・協働を基礎とし地域に必要とされる診療所体制を構築していく。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	昇降機改修事業	四万十市	
		医師住宅新築整備事業	四万十市	
		非常用自家発電設備整備事業	四万十市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「医療の確保」区分における公共施設等の整備及び維持管理は「四万十市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針と整合性を図りながら、適切に行っていくものとする。

9 教育の振興

《方針》

教育の振興

第3期四万十市教育振興基本計画の実現すべき3つの基本理念に基づき、「自分の良さや可能性を信じ、未来に向けて、学び続ける人材（ひと）の創造」、「多様性を認め合い、他者と協働し、互いを高め合える人材（ひと）の創造」、「ふるさとを愛し、広い視野を持って、地域社会に貢献できる人材（ひと）の創造」と教育環境の整備を本区域における学校教育、社会教育、生涯教育に係る基本方針として計画的に推進していく。

過疎地域の強みである「結」「地域との一体感」を全面に出し、教育委員会、学校、家庭、地域がそれぞれに責任を明確化し役割を担っていく。学校教育の面ではきめの細かい学習環境を提供するとともに、農林業等の特色ある地域の教材を授業の中に取り入れ、地域を愛し、語ることのできる子どもの育成に取り組む。

基本目標としては、「豊かな人間性」と「生き抜く力」を備えた人材の育成、地域の誇りとなる地域文化の継承、誰もが親しめる生涯学習・スポーツ環境の充実を進めていく。また、社会教育、生涯学習の面では一般社団法人西土佐環境・文化センター四万十楽舎や各地域の分館が中心となり子どもからお年寄りまで、生涯を通して学ぶ喜びに満ちた地域づくりを進める。施策としては、ハード面の整備に一定の目途がついたことから今後はソフト事業にも重点をおき、質の高い芸術文化等に触れる機会を確保するためのイベントや講座などを開催し豊かな地域文化を守り育てていく。

(1) 現況と問題点

①学校教育関連

本区域では小学校1校、中学校1校があり、両校が隣接していることから小中学校が綿密に連携して教育を実践し切れ目のない指導が可能となり、特別支援教育の充実など児童生徒にとってこれまでにない良好な学習環境が確保されることとなった。ただ一方で通学区域が広範囲となり、子どもたちの通学にかかる負担が大きくなるなど弊害もあり、スクールバスの運行をすることで子どもたちが安心して登下校ができる環境を整え、子どもたちはもちろんのこと、各家庭の負担軽減にも取り組んでいる。

課題としては学力向上のみならず、不登校やいじめ問題、食育、学校防災・防犯など多岐にわたっており、子どもたちが安心してのびのびと育っていくことができるよう家庭、地域等との連携により一人ひとりを大切に育む学校づくりを進めていくことが重要と考えている。

また入学者の減少で存続が心配されている高知県立中村高等学校西土佐分校への支援もこれまで同様に必要である。本校との授業の格差を補うためリモート等による遠隔授業を取り入れ、分校と地域が連携した取り組みやカヌー部をはじめとしたクラブ活動の支援など他の学校にはない魅力ある学校づくりに地域、行政が一体となり継続して取り組んでいる。また、西土佐中学校生だけでは入学者数を確保することが困難な状況であることから、（一財）地域・地域魅力化プラットフォームが実施する「地域みらい留学」事業に参加し、積極的に地域外からの生徒の受け入れを図っている。

②公民館活動と生涯学習の推進

子どもからお年寄りまでを対象とした各種講座、教室、イベント等を企画開催し、活動機会の提供を行う。平成22年度からスタートした分館活動活性化事業により、西土佐地域の公民館活動を推進させるとともに強化を行い、住民の集落活性化への問題意識の向上、そして実際の活動へのステップとなることができるよう取り組んでいく。生涯学習の分野においては、一般社団法人西土佐環境・文化センター四万十楽舎に生涯学習活動事業の委託を行っており、四万十楽舎と行政が両輪となって活動を展開していく。さらに中高生や青年を対象とした人材育成事業を展開していく必要がある。

③青少年健全育成

急速な社会情勢の変化に伴い、価値観の多様化、核家族化、共働き世代の増加などを背景に、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域での教育力の低下が危惧されている。西土佐地域でも少子化のため子どもが急激に少なくなった地区や、中心部への人口集中により子ども同士の集団活動が困難となっている。四万十市青少年健全育成会議西土佐部会を中心に、明日の郷土を担う青少年が個々を尊重しながらも、社会性、自主性を持った人間性豊かな人として成長するための社会参加や交流機会の拡充等を図る。

④男女共同参画の促進

働く女性の増加や様々な分野での女性の活躍等、女性をめぐる社会情勢が変化し続ける中、女性自身の意識や生活行動も多様化している。しかしながら、男女の社会的役割に対する固定的な考え方が社会習慣や日々の生活の中で根強く残っているなど、女性が個人の能力を発揮するための社会の対応は必ずしも十分とはいえない状況である。このような現状を踏まえ、平成15年度には「西土佐村男女共同参画社会づくり計画」合併後の平成19年度からは「四万十市男女共同参画計画」<しまんと男女共同参画プラン>を策定し真の男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいる。

⑤人権教育の推進

教職員や行政職員を対象とした研修、全住民を対象としたイベントとして、じんけんフェスティバルの開催など様々な人権課題に対し、四万十市人権教育研究協議会西土佐支部を中心に、人権教育、意識の醸成にこれまで以上に意識を高く持ち取り組んでいる。

⑥生涯スポーツの振興

昭和50年に発足した体育協会は、ソフトボールを日常スポーツとして定着させ、バレー、卓球等への広がりが見られ、スポーツの振興に大きな役割を果たした。しかし、近年若年層の減少と趣味の多様化にともない愛好者が減少している。軽スポーツは学校体育施設の開放により分館活動や健康増進活動として定着したが、参加者が限定されているなどの課題もあり、スポーツ推進委員を中心に世代を問わずに取り組めるニュースポーツの紹介や普及により環境を整えていくことが課題である。また、スポーツ少年団では卓球・陸上・ジュニアバレー、卓球チームの活動が行われているが、いずれの団体も少子化によるメンバーの確保などが課題となっている。

⑦校舎の維持と長寿命化

昭和62年建築の西土佐小学校、昭和52年建築の西土佐中学校校舎は、老朽化が目立つようになっており、教育環境の維持を図るため、適宜維持修繕及び改修を行う必要がある。

(2) その対策

①学校教育関連

基礎能力を確実に身につけ、自らを律しながら人と協調し、人を思いやる心や生命、自然を大切にする豊かな人間性を培う教育を進める。

○ 特色ある学校づくり

特色ある学校づくりを推進し、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導を充実させる。また、外国指導助手(ALT)の活用により、外国語や異文化に対する理解を深める。あわせて、保育所、小学校、中学校、高校(西土佐分校)の連携を深める。

○ 心の教育の推進

優れた芸術、文化や体験活動、自然にふれる機会を設け、児童生徒の豊かな感性を育む。また、学校、家庭、地域が一体となった相談支援体制の充実に努める。

○ 高知県立中村高等学校西土佐分校の存続

入学者数の減少が著しい県立中村高等学校西土佐分校では、地域内外から進学する生徒を募集する「地域みらい留学」に取り組んでおり、自然豊かな西土佐地域の特色を生かした生徒誘致に取り組んでいる。

地域の有志で構成される西土佐分校存続推進協議会の活動を中心に、分校存続に向け学校現場のみならず地域、行政が支援していく。また、津野川若者住宅を利用し西土佐地域外の生徒の受け入れを推進していく。

○ 開かれた学校づくりの推進

児童、生徒の健全な成長を目指し、地域ともに開かれた学校づくりを行う。

○ 休廃校舎の利活用

休廃校舎の利活用問題については、住民を交えてどのような活用が図れるか協議検討を行い、地域の産業及び文化の中心的施設として活用を図る。

○ 不登校対策

教職員及びスクールソーシャルワーカー等が連携及び情報を共有し対策を行っていく。

○ 学校給食の充実

西土佐中学校敷地内に整備した共同調理場施設での安心、安全な学校給食の提供につとめる。給食材料には可能な限り地元食材を利用して、子ども達に地元食材を知ってもらうことを含めた地産地消を推進する。平成28年度からは調理等の一部の業務を民間委託するが、これまでと変わりなく安心、安全でおいしい給食の提供を基本に食に関する指導を引き続いて行っていく。

②公民館活動と生涯学習の推進

互いに高めあえる地域を目指し、課題の掘り起こしや集落の活性化に向けた学習や実践を進めていく。

また、生きがい対策にもつなげていく。

○ 生涯学習活動

青年期・成人期・高齢期等、世代に応じた学習機会の提供を行う。また、保健・地域づくり・産業等、各分野に関係する団体、機関と連携を密にしながら生涯学習活動の展開に向けて情報提供を行う。

○ 公民館（分館）活動

集落の課題の掘り起こしを通じて地域の活性化を図っていく。また、集落活性化、住民自治活動の基礎となるよう展開する。

○ 一般社団法人西土佐環境・文化センター四万十楽舎との連携

四万十楽舎との連携により、生涯学習機会の充実をより一層図っていく。

③青少年健全育成

青少年が心身ともに健全で、主体性、社会性を持って成長するために地域ぐるみで育成に取り組む。

○ 体験活動の推進

各家庭や子ども会、サークル活動の中で環境に優しいことについて、実践活動として取り組んでいく。

また、恵まれた自然環境を活かした体験活動を実施する。

○ 地域の見守り活動の推進

高齢者とのふれあいを多くし、地域行事に参加することによって、青少年を地域全体で見守っていく機会を増やす。

○ 集団活動への参加促進

スポーツや創作等の集団での活動機会を多く設け、自信と協調性を養っていく。また、郷土に残され

た文化、伝承活動を保持し、心豊かな地域交流の活動を促進する。

④男女共同参画の促進

あらゆる生活の場で男性、女性がともに互いの個性を發揮しながら協力する地域社会づくりを進めていく。

○ 共同参画への啓発

一人ひとりが個性を尊重し、相互協力と思いやりを基本とする考え方を身に付けるための意識啓発が必要である。男女共同参画に関する講座等の学習活動と、社会的な広がりを持つ実践活動を展開していく。

○ 社会参加の促進

地域活動における組織運営の改善や行政部門等での積極的な女性の登用を進めていく。また、企業に対しても女性の採用や労働条件の改善などの啓発活動を推進していく。

⑤人権教育の推進

差別のない社会を築くため、人権尊重を基本にあらゆる学習の場を通して、問題意識と差別に対して真正面から取り組むことのできる人材を育成する。

○ 学習機会の提供

同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV 感染者等、外国人などに対する差別問題を正しく認識できる学習機会の提供に取り組んでいく。

○ 人材の育成

各分館の人権学習を継続的にサポートするとともに、各種研修を通して差別の不合理に気づき、行動できる人材の育成に努める。

⑥生涯スポーツの振興

若者から高齢者までが気軽に楽しめるスポーツの普及と、個々の運動能力を高める競技スポーツの推進を図り、広く住民の参加を呼びかける。

○ 日常生活の中でのスポーツ普及

健康増進や生き生きとした生活を送るための一環として、日常的に取り組みのできるスポーツの普及に努める。また、各種大会への積極的な参加を呼びかけていく。

⑦校舎の維持と長寿命化

西土佐地域にある西土佐小学校及び西土佐中学校の校舎について、教育環境の維持を図るため、適宜維持修繕及び改修を実施し長寿命化を図る。また実施にあたっては「四万十市公共施設等総合管理計画」に定める方針等と整合性を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設校舎	西土佐中学校屋上防水工事	四万十市	
		西土佐中学校プール塗装工事	四万十市	
		西土佐小・中学校 LED 化事業	四万十市	
		西土佐中学校屋内運動場空調整備工事	四万十市	

(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 生涯学習・スポーツ	生涯学習委託事業 本区域内の小学生を中心に本区域の自然や文化に触れる体験教室等を行い、地域文化の継承を行う。	四万十市	
	自主企画事業 世代を問わず、日常的に気軽に取り組むことができるスポーツの普及・拡大を図る。(モルック・バラン スボール・各種トレーニング講座など)	四万十市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「教育の振興」区分における公共施設等の整備及び維持管理は「四万十市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針と整合性を図りながら、適切に行っていくものとする。

10 集落の整備

《方針》

集落整備の方針

集落整備については、本区域の中においてもとりわけ人口減少、高齢化がより進行している山間部への取り組みが必要である。社会生活圏について、本区域内では生活の拠点となりうる各種商店や農業協同組合、金融機関、西土佐総合支所、診療所等のある中心部まで、10km以上離れている集落が半数以上ある。

道路の整備では特に山間部の集落は道路整備の遅れから幅員が狭くカーブが多い。ガードレールや落石防止などの整備も十分でなく距離以上に中心部まで遠く感じる。また、生活面では雇用の場が少なく、住民の日常生活に必要な商店やガソリンスタンド等が閉鎖された地区もある。こうした状況により暮らしの不便、不安から若者等が流出し集落活動や消防団員等の担い手不足につながっている。このように山間部周辺に暮らす住民にとっては、生活が不便なうえに経済的にも、また安心安全面においても二重三重の負担となり中心部と周辺部の地域間格差につながっていた。ただ近年こうした状況は本区域全域に広まりつつある。

このような状況を踏まえ、今後の集落等の維持整備については、各集落や個人への対応対策ではなく、集落連携等による支え合いの仕組みである集落活動センターや小さな拠点の整備、集落営農の推進、各組織間における広域連携の構築も含め、その中で人材不足の解消や効率的な行政支援等の在り方を検討していく。

(1) 現況と問題点

本区域においては、著しく人口減少と高齢化率が高い。人口増加ではなく維持した地区は、下方、館、西ヶ方地区の3地区のみで、他26地区においては減少している。また高齢化率については、まもなく本区域全域で高齢化率が50%に達すると言われていたが、令和5年末には50%に到達した。

このような現状においては、これまで各集落で取り組んできた地域の出役(用水路の補修、道補修、草刈等)や地区祭りや冠婚葬祭などの集落活動を行うことが困難な地域が生じてきている。さらに集落活動の他、農地の保全、高齢者の生活支援、防災活動、伝統文化の継承等、多岐に亘る分野において取り組むべき課題が見込まれている。

(2) その対策

①集落活動センターの支援

人口減少、高齢化等に伴う多岐分野における集落課題に対し、近隣集落との連携による地域課題の解決及び地域産業の振興等を図りながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指す集落活動センターの設立について、西土佐区域においては平成25年5月に大宮地域で集落活動センター「みやの里」が設立された。設立から10数年経過し、地域の高齢化による事業の縮小、インフラの老朽化が見え始め、集落活動センターの維持・存続が課題となっている。高知県と連携を図り、取り組みが継続できるよう必要な支援を行っていく。

②ソフト事業の活用

小さな集落の課題と多種多様化した住民のニーズに応えるためには、大掛かりな施設等の整備より、より細かくニーズに応じた対策をとる必要があり、ソフト事業を活用して集落等の持続的発展につなげていく。

③外部人材の活用

地域おこし協力隊をはじめとする都市部等からの移住希望者を本区域で不足する人材として受け入れ、地域外の視点やスキルを活かし本区域の活性化に資する。

- 地域振興に励む集落及び団体等の協力者として活動する。
- 集落の自立及び支え合いの仕組みづくりに協力する。
- 農林業や各組織の後継者や担い手として活躍。
- 交流人口の拡大、移住・定住の促進

④集落支援員の活用

今後の本区域の集落等が持続的に発展していくためには、取り組みを推進していく人材が求められる。地域の実情等に詳しい人材を集落支援員として任命し、活性化の取り組みや課題解決に対する活用を検討するとともに、現在の暮らしを維持する方法を模索していく。

⑤集落再整備のための住宅の整備

過疎地域で人口減少が顕著な本地域の人口減少対策として新たな住宅を整備する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編事業	集落再整備のための住宅の整備	四万十市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	<p>地域おこし協力隊 過疎高齢化が進む本区域において、集落機能の維持、人材の確保等が課題となっている。地域外からの人材を受け入れ、地域外からの視点を活用し、地域振興、集落の自立等に資する活動を、住民と協働で取り組む。</p> <p>集落支援員 地域の実情に詳しい者を集落支援員として任命し、集落点検、集落の在り方、集落間の連携、自治活動の調整等を住民目線で行っていくことにより、今後の地域づくりにつなげていく。</p>	四万十市	
		<p>ふるさと暮らし支援事業 住民自らが考え自ら行動を起こす効果的な事業に対し予算の範囲内において当該事業に要する経費を補助することにより、地域の活性化と住みよい環境整備を図ることを目的とする。</p> <p>津野川若者住宅(第二)建設事業 就労等により西土佐地域で居住を希望する方に対し、安心安全な住環境を提供することで西土佐地域の魅力の体感と、地域住民との交流を促進し、地域の活性化や人口減少対策に寄与する。</p>	地区	
			四万十市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「集落の整備」区分における公共施設等の整備及び維持管理は「四万十市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針と整合性を図りながら、適切に行っていくものとする。

11 地域文化の振興等

《方針》

地域文化の振興等

本区域には多くの文化財や伝統芸能、埋蔵文化財が残されている。文化財保護として文化財防火月間中に、見回り活動を行っている。伝統芸能では各集落に神楽や花取り踊りなど特色ある芸能が保存され、後世に伝えられている。また、埋蔵文化財では大宮・宮崎遺跡で縄文時代後期（約3,000年前）と見られる「縄文のヴィーナス」と名づけられた線刻礫が出土し、注目を集めている。大宮・宮崎遺跡だけでなく、西土佐地域には縄文時代の遺跡が数多く存在しているが、それぞれに調査を実施した後、盛土保存等で適正に保存管理をしている。

芸術文化面では、西土佐ふれあいホールを拠点として各種文化講演会、コンサート等を開催し、地域の住民に本物の芸術に触れる機会を提供して行けるように取り組む。

地域文化の振興等に係る施設の整備

地域特有の伝統文化、生活文化の振興面では各集落の集会施設等を中心として活動を行っているが、いずれも老朽化しており、改修が必要である。芸術文化を発信している西土佐ふれあいホールにおいても開館後30年以上が経過しており大規模改修等が必要な時期に来ている。施設維持のため計画的な改修等に取り組む。

（1）現況と問題点

①芸術文化の振興

西土佐ふれあいホールでの事業推進により、西土佐地域の住民が多種多様な文化に触れる機会が増大した。文化協会を中心とした地域住民による活動も若干の温度差はあるものの、それぞれの団体、グループ単位で定着化している。また地域の伝統芸能が時の流れや人材の流出等により廃れていった面はあるが、守り伝える取り組みを行っている地域、団体も多数存在する。

②文化財（埋蔵文化財含む）の保護

歴史的文化遺産は先人たちのまちづくり、産業おこしの精神を現在に伝える重要な財産であり、これを保護し、後世に伝えることは現代に生きるもの責務である。西土佐地域にも多くの文化財や郷土芸能が残されており、住民の理解と関心を高めながら保存、保護の活動を進める必要がある。また、権谷地区の「権谷せせらぎ交流館」のような歴史的資料・民具等の展示場を確保するなど広く住民に周知できる場づくりが必要である。

③地域の歴史や文化の継承

本区域に11校あった小学校が少子化により1校となったこともあり、地域の歴史や文化に触れる機会が少くなり、歴史や文化の継承が希薄になりつつある。地域の歴史や文化を学ぶ機会が必要である。

（2）その対策

①芸術文化の振興

芸術、文化に対する住民の理解と関心を高め、住民の文化活動と内容の充実を図り、それぞれの活動団体の協調、連携を大切にし、心豊かな人づくり、生きがいづくりを推進していく。

- 芸術等の鑑賞機会の提供

西土佐ふれあいホールの自主事業を推進し優れた音楽や演劇等の鑑賞の機会を提供していく。

- 文化活動資料の保存

各種伝統芸能、伝統行事等、現存している文化活動の保存に取り組んでいく。

○ 文化活動の拠点

西土佐ふれあいホールを拠点として、文化協会や関係機関との連携により、各種文化活動に取り組む。

○ 天体観測施設の活用

西土佐区域は旧環境庁より星空の街として指定されている。

これまで使用してきた施設や備品の老朽化に伴い平成24年度に施設と備品を新たに整備した。これを機に指定管理者制度による施設の管理運営を行うことで専門職員による天体観望会など各種事業を実施しサービスの拡大、施設利用者の拡大を図っている。また関係機関と連携するなど観光面においても寄与していく。

②文化財（埋蔵文化財含む）の保護

先人の残した文化遺産を保存、保護することで、住民の文化的愛護思想の普及に努める。

○ 文化財の調査、保護

文化財指定とともに、貴重な文化遺産の保護、保存に努める。また、既存施設を有効に活用し、歴史的資料や民具などの保管及び展示によって学習できる環境の整備を図る。

③地域の歴史や文化の継承

小中学校や高校でも授業等で「西土佐村史」を活用し、西土佐地域の歴史や文化を学ぶことができるよう働きかけていく。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	ふれあいホール自主事業 本区域にある唯一の多目的施設である西土佐ふれあいホールを活用し、本区域で文化・芸術に親しむ人たちの作品展示や文化公演、コンサートを開催する。地域の伝統文化や日常的な文化活動を推進することで将来にわたる地域の文化振興につなげる。	四万十市	本事業は住民が気軽に文化・芸術に触れる環境を作ることにより、本区域における新たな文化の創造や、文化的交流、文化活動を支える人材の育成を促進するものであり、その効果は将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「地域文化の振興等」区分における公共施設等の整備及び維持管理は「四万十市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針と整合性を図りながら、適切に行っていくものとする。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

《方針》

自然環境保護や地球温暖化対策のため再生可能エネルギー及び自然エネルギーの導入を推進し、自然環境の保護やCO₂削減を図る。

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギー等の利用

自然環境保護や地球温暖化対策のためCO₂削減に取り組んでいく必要があるが、新エネルギーへの転換及び普及に向けて、新たなエネルギーの種類、コスト、周辺環境への影響等が課題となっている。

(2) その対策

再生可能エネルギー等の利用

公共施設において、再生可能エネルギー等の導入を検討していく。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進				

※事業名等については具体的な事業計画ができ次第、変更により適宜反映させる。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「再生可能エネルギーの利用の推進」区分における公共施設等の整備及び維持管理は「四万十市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針と整合性を図りながら、適切に行っていくものとする。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業	新規就農研修支援事業 過疎化が進行する本区域では農業の後 継者不足対策が急務である。新規就農者 に栽培技術の取得と経営感覚を身につ けさせるため、公益財団法人四万十市農 業公社での実践的研修に関わる経費に ついて支援することにより、過疎地にお ける農業後継者づくりを推進し、将来にわ たり安心安全な生活が存続できる地域の 基盤づくりを推進する。	四万十市	農業後継者を育成 するものであり、 その効果は将来 に及ぶ。
		栗産地再生事業 栗栽培で暮らせる仕組みの確立に向 け、栽培技術の普及や生産者への補助 制度の充実、また水田等平場での省力化 栽培を推進する。更には市場単価向上に 向け、栗のブランディングを行い、生産か ら加工販売までの様々な取り組みを包括 的に支援することで、良質な栗の産地再 生を図る。		栗産地の再生に 資する事業であ り、農家の生産意 欲につながること も期待できる。そ の効果は将来に 及ぶ。
		総合営農指導拠点施設運営事業 農業振興の推進と併せて農業を中心と した地域づくりを進めるため、中核的担い 手農家の育成、農作業の受託及び委託 の推進、新規就農者の研修事業の実施、 農業構造改善の推進、新規農産物の開 発等を行い地域経済の向上を図る。ま た、施設敷地内の地盤沈下による影響が 懸念されており、施設の機能維持のた め、地盤調査及び対策工を行う。	四万十市	農地の維持及び 農業による地域経 済向上を図るもの であり、その効果 は将来に及ぶ。
		集落営農体制整備事業 中山間地域において農業所得の確保、 生産性向上に取り組む集落営農組織に 対して補助金を交付し、地域農業の維 持、再生を図る。		農業所得の確保と 農地を維持してい く事業であるた め、その効果は将 来に及ぶ。

		<p>有害鳥獣緊急対策事業 過疎化による耕作放棄地の増加により、シカやイノシシ等の有害鳥獣が個体数を増やして農林産物に深刻な被害をもたらしている。農作物を保護するための防護柵の設置支援と有害鳥獣の捕獲に対する報償を行い、耕作放棄地の拡大防止や山林資源の保護など、過疎地域の主要産業である農林業を保護し、生活の基盤の確保を推進する。</p> <p>農業担い手確保対策事業 中山間地域の農業担い手確保のために、農業研修希望者や就農希望者が利用できる住宅環境確保のための支援を行う。</p>	四十市	農作物の被害防止、耕作放棄地拡大防止等の効果があり、効果は将来に及ぶ。
	観光	<p>道の駅「よって西土佐」管理運営 道の駅を拠点として都市住民との交流、農林水産業の振興及び情報発信等を行うことで地域活性化を図る。</p> <p>カヌー館管理運営 地域の観光拠点施設として、カヌー館やオートキャンプ場、ログハウス等を運営するとともに、様々なアクティビティを通じて体験型、滞在型観光を推進する。</p>	四十市	地域外との交流や産業振興等により本区域の地域活性化に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>JR 予土線利用促進対策事業 本区域において鉄道は通院通学や観光の面からも重要な公共交通機関である。沿線自治体の人口減少等により利用者は減少傾向にある。予土線の存続に向けて予土線利用促進対策協議会が主体となり、他団体とも連携しながら予土線の利用促進の施策に取り組む。</p> <p>過疎バス等の運行 高齢化が進む本区域では、車を持たない高齢者等の移動手段としてバス運行は必要不可欠な公共交通である。本区域において高齢者等の日常的な移動手段としてバスを運行する。</p>	予土線利用促進対策協議会	鉄道存続に向けての利用促進策を図っていくことから、その効果は将来に及ぶ。
			四十市	公共交通としてバスによる移動手段を確保していくため、その効果は将来に及ぶ。

	交通施設維持	<p>橋梁点検 今後老朽化する道路橋について、道路法で定められる5年に1度の定期点検結果をもとに橋梁長寿命化修繕計画を策定することにより、長寿命化並びに橋梁の修繕・補修に係る費用の縮減を図りつつ、保全・メンテナンスの意識を浸透させながら地域の道路網の安全性・信頼性を確保する。</p> <p>トンネル定期点検 老朽化する道路トンネルについて、道路法で定められる5年に1度の定期点検結果をもとに維持管理計画を策定することにより、予防保全型の維持管理への転換を図るとともにトンネルの長寿命化並びに修繕に係る費用の縮減を図りつつ、効率的かつ効果的な維持管理により、道路施設の安全性・信頼性を確保する。</p> <p>道路維持管理手数料(一般補修、特別補修、部落補修) 市民と行政が協働して、四万十市道の維持補修活動を行うことで、市道愛護の思想を普及するとともに市道の安全性の確保を図ることと併せ、地域コミュニティの向上を図る。</p> <p>西土佐地域市道等維持管理業務 四万十市産業建設課が所管し管理する道路等(橋梁、トンネル、法定外公共物)において定期的な維持管理や必要に応じた緊急処置等を行うことで安全、安心及び快適な施設として維持管理する。</p>	四万十市	道路網の安全性、信頼性を確保し、道路施設の長寿命化を図ることから、その効果は将来に及ぶ。
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 環境	<p>一般廃棄物収集運搬事業 本区域で発生する一般廃棄物を適正に処理するため、市が業務委託を行い一般廃棄物の収集運搬にあたり、併せてごみの分別化、再資源化の徹底等の啓発活動に取り組み、地域住民の生活環境の保全、向上に寄与する。</p> <p>し尿処理施設維持管理事業 本区域のし尿処理施設であるクリーンセンター西土佐の設備機器等の適切な保守点検及び計画的な修繕の実施によ</p>	四万十市	市民の生活環境の維持に資する事業であり、その効果は将来に及ぶ。
			四万十市	市民の生活環境の維持に資する事業であり、その効果は将来に及ぶ。

		り、施設の適正な管理運営を継続し、環境保全に配慮する。		
		合併処理浄化槽設置事業 合併浄化槽の設置を促進するため、設置者に対して設置費用の補助を行い、清流保全等の自然環境の改善を図る。	市民	清流保全に資する事業であり、その効果は将来に及ぶ。
	防災・防犯	市営住宅耐震診断 本区域にある市営住宅の安全確保のため耐震診断を実施し耐震化を図る	四万十市	市営住宅の安全性を確保していくため、その効果は将来に及ぶ。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	あつたかふれあいセンター事業 高齢者や障害者、支援が必要な子どもに対する、交流の場の提供、支援、サービス等の充実を図り、雇用の創出や社会参加へつなげる。本区域内で住民が安心安全に暮らすことができ、地域コミュニティの再生強化を図る。	四万十市	あつたかふれあいセンターの事業を通じて高齢者や障害者等が、地域で安心安全に暮らせる地域づくりにつなげるものであり、その効果は将来に及ぶ。
		健康福祉地域推進事業 高齢者等の健康づくりや交流、見守り等を実施し、地域で楽しみながら安心して暮らせるための活動を推進する。	四万十市	高齢者等の集いや健康づくり、暮らしの安心に資する事業であり、その効果は将来に及ぶ。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	生涯学習委託事業 地域内の小学生を中心に西土佐地域の自然や文化に触れる体験教室等を行い、西土佐地域の文化の継承を行う。 ふれあいホール自主事業 世代を問わず、日常的に気軽に取り組むことができるスポーツの普及・拡大を図ることを目的に健康教室を開催する。(バランスボールなど)	四万十市	将来を担う小学生を中心とした、本区域の自然や文化の継承につなげる事業及び子どもから高齢者までが気軽にスポーツ活動ができる機会を積極的に提供していくものでその効果は将来に及ぶ。
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域おこし協力隊 過疎高齢化が進む本区域において、集落機能の維持、人材の確保等が課題となっている。地域外からの人材を受け入	四万十市	本区域で不足する人材の確保や将来の担い手等につながるため、そ

		<p>れ、地域外からの視点を活用し、地域振興、集落の自立等に資する活動を、住民と協働で取り組む。</p> <p>集落支援員 地域の実情に詳しい者を集落支援員として任命し、集落点検、集落の在り方、集落間の連携、自治活動の調整等を住民目線で行っていくことにより、今後の地域づくりにつなげていく。</p> <p>ふるさと暮らし支援事業 住民自らが考え自ら行動を起こす効果的な事業に対し予算の範囲内において当該事業に要する経費を補助することにより、地域の活性化と住みよい環境整備を図ることを目的とする。</p>		の効果は将来に及ぶ。
		<p>ふれあいホール自主事業 本区域にある唯一の多目的施設である西土佐ふれあいホールを活用し、本区域で文化・芸術に親しむ人たちの作品展示や文化公演、コンサートを開催する。地域の伝統文化や日常的な文化活動を推進することで将来にわたる地域の文化振興につなげる。</p>	四万十市	魅力ある地域づくりを推進していくため、その効果は将来に及ぶ。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興		地区	地域の住みよい環境整備につなげるため、その効果は将来に及ぶ。
		<p>ふれあいホール自主事業 本区域にある唯一の多目的施設である西土佐ふれあいホールを活用し、本区域で文化・芸術に親しむ人たちの作品展示や文化公演、コンサートを開催する。地域の伝統文化や日常的な文化活動を推進することで将来にわたる地域の文化振興につなげる。</p>	四万十市	本事業は住民が気軽に文化・芸術に触れらる環境を作ることにより、本区域における新たな文化の創造や、文化的交流、文化活動を支える人材の育成を促進するものであり、その効果は将来に及ぶ。